

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度

2024年

年度回数

1

回/次

回

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 田島誠一

分類

法人番号

8011005003327

団体コード

申請団体の住所

東京都大田区大森北二丁目3番15号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

ビジョン実現と持続性を両立させるNPOをめざす活動支援事業

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

民間公益活動を実施する担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）、組織運営

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施） B.組織運営

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要
任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	ビジョン実現と持続性を両立させるNPOをめざす活動支援事業	
	事業名（副）		
	団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	コンソーシアムの有無
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	B組織運営		
支援内容分野2	A事業実施		
支援内容分野3			
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	ミッション・ビジョンの達成と持続可能な収益構造を目指すための中期戦略を理事や関係者で作成することで社会的価値と経済的価値を創出する。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	ビジョンに溢れ活力ある支援対象団体が活動を展開することで、官民連携、地域のNPO等との連携ができるようになる。支援対象団体は中核的な役割を果たす。

I. 団体概要

(1)設立目的・理念	168/200字
サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、我が国が直面する様々な社会的課題の解決に向けて、サードセクターをはじめ、企業セクターならびに行政セクターが、各々適切な役割を果たす多元的な社会を実現する。	

(2)団体の主な活動	191/200字
<p>①つなぐ事業：サードセクター組織の経営者同士が経営課題を話し合う相互援助の場と機会を提供する。</p> <p>②伸ばす事業：各種講座・セミナーの開催を通じてサードセクター組織の経営力を向上し、コンサルタントの養成・派遣により次世代の経営者層を育成する。</p> <p>③提言事業：サードセクター組織の経営者集団としての立場から各種調査研究活動を実施し、政府・行政や企業、社会に対する提言活動を行う。</p>	

II.事業概要					契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です。
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	全国 JACEVOの本部がある関東圏、東海支部がある東海地域、及び協力団体の事務所がある愛媛県を重点地域とする。それぞれにPOを配置する。協力団体は愛媛県の中間支援組織を目指している。
事業概要	<p>①地域課題解決の核となるNPO等への中期戦略策定支援と実行への伴走支援 組織の基盤強化には、理論と実践の往復が必要であり理論武装だけでなく、経験だけに頼るものでもない。中期戦略を理事や関係者のワークショップにより策定する。まずは、ビジョンをできるだけ具体的に言語化し、次にビジョン達成のための有効で魅力的な事業群を企画立案、その事業群に対し、持続可能な収益構造を考える。社会的価値と経済的価値が創出できる中期戦略の作成支援を行う。どのような人材がどのような組織の強みを活かし、どのような資源を活用し、どの地域で活動を展開していくのかにより戦略は多様である。特にファンドレイジングにおいては、寄付に矮小化しないで、「稼ぐ」も考える。稼ぐはBtoB、BtoC、BtoGなどを具体的に考える。BtoGにおいては提言活動の支援も行っていく。中期戦略は理事会の決議事項とするのが好ましい。社会的価値と経済的価値のバランス感覚を実践において磨いていく。サードセクター組織を成長させるのは、理事やスタッフひとり一人の力、組織の力である。中期戦略作成段階から人材育成であり、さらに実行のハンズオンにて、そのスキルの向上を目指す。</p> <p>②ガバナンス体制構築支援 日本における非営利組織の代表は決定と執行を担っている場合が多い。事務局人材を育成し事務局を置くことがスタートである。理事会と事務局の機能分化による健全な非営利組織の経営を目指す。中期戦略策定により、理事会は、意思決定の独立性を維持し組織の経営に関し、リーダーシップを発揮し監視できるようにする。理事会運営のサポートや規定類の作成支援も行う。事務局はその数値目標により執行責任を果たせるように支援する。</p> <p>③地域のネットワークづくり 地域の小さなNPOは単独で活動を継続することは困難であるが、共通の目標達成のための大きささまざまなNPO等が地域で重層的に連携協力することで、地域の問題解決力が高まる。「つどいの広場事業」「障害者の就労支援事業」等同じ事業を展開しているNPO等のネットワークでなく、共通の目標達成のための異業種のネットワークづくりを支援する。</p>					
898/800字						

III.事業の背景・課題		986/1000字
(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景		
<p>サードセクター組織としてはNPO法人49,987（2024.2.29現在 内閣府NPOホームページ）一般法人86,482（一般社団法人77,757一般財団法人7,725、2024.4.11現在 国税庁法人番号公表サイト以下同じ）、公益法人9,706（公益社団法人4,157公益財団法人5,549）社会福祉法人21,231学校法人7,950ほかソーシャルビジネス事業体としての株式会社や合同会社等含め多様な組織形態がある。NPO法人のうち6割は財政規模が500万以下である。成長意欲のある300万～500万のサードセクター組織が3000万ぐらいの組織に成長できるように支援することが緊要である。財政規模が大きくても一般法人、社会福祉法人、株式会社等においては行政サービスの提供だけにとどまる事業体も多い。行政サービスの縦割りサービスでなく、多様化・複雑化する地域の課題を解決していくことが必要である。そこで、地域の課題解決の核となるようなNPO育成のために、早い段階で3年後か5年後の中期戦略を作成し、事務局を設置する努力や工夫を行い、成長イメージをもって、関係者のベクトルを合わせて力を発揮していくことが重要である。サードセクターの課題は「お金がない」ではなく「有効で魅力的な事業を企画立案し実践していくことができる人材がないことが課題である。また、よくノウハウ移転のような事業展開を考える場合があるが、「誰が」「どこで」行うかによって、活用できる資源が異なり戦略は異なる。サードセクター組織はtryanderrorで工夫を重ねて行くことが多い。その過程にてサードセクター組織を経営できる「ひと」も育てていく。子ども・若者の貧困や高齢者の社会的孤立などの地域の様々な問題は、各々単独の原因によって生じているのではなく、複数のリスク要因が作用し合った結果として生じていることは明らかである。様々なリスク要因などが複合的に作用する地域の問題を解決するには、単独の原因に対する施策を実行するだけでは不十分であり、様々なリスク要因に作用する施策を重層的に深掘りしながら展開し、それらの集合的な効果によって、総合的に地域や個人々のリスク要因を低下させていくアプローチが効果的である。そのためには、核となる基盤強化されたNPOの存在と大小様々なNPO等の連携・協力が必要である。</p>		

(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	391/400字
<p>全国に363の市民活動センター等が設置され、約25%が公設公営、約70%が公設民営、約5%が民設民営となっている（日本NPOセンター実態調査2022）。サードセクター組織には、小額の会費寄付ボランティアで活動するNPO等と継続的に事業を展開し拠点を持ち、有給職員を雇用するNPO等とは経営のあり方が異なり、それらへの支援のあり方も異なる。後者に対する支援は専門性が必要となり、指定管理者となっている、総合マーケット型の今の市民活動センターからの支援では不十分である。行政からは小額の助成金を交付、会議室や・印刷機の貸し出し、法人設立や会計などのセミナーにとどまっている。中小企業庁ではよろず支援拠点にて中小企業診断士等が経営のサポートをするが、visionを達成するというサードセクター組織の経営の特徴を重視しないので、サードセクター組織の良さが損なわれるということも起きている。</p>	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	327/400字
<p>民間の公益的活動を実践している成長意欲のある団体はvision達成のための持続可能収益構造をもつサードセクター組織となるための中期戦略を策定し、実践の支援を受けることできる。休眠預金が申請できるようになるまでの基盤強化支援を行う。また、これらの核になる組織が地域に存在することで、それぞれの地域で共通の目標をもちネットワークをつくり、小さなNPOもそのよさを発揮することができる。現在、休眠預金の助成金を受けている実行団体においては、専門性のある活動支援団体と資金分配団体がすみわけ連携して支援することで、資金分配団体は事業の展開に関する伴走支援に力を注ぐことができる。またこれらの支援は政府・行政からの直接支援では画一的になり、成果をだすことが難しい。</p>	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成	(2)支援対象団体数	6
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	353/400字		
<p>JACEVOの本部がある関東圏、東海支部のある東海地域、協力団体の事務所がある愛媛県を重点地域としその地域を含み全国とする。分野については高齢者や障害者分野においては介護保険制度や障害者総合支援法等を活用し、日本においてもたくましいNPOが存在しているが次世代への継承の時期である。こどもや若者の分野においては、その取り巻く環境に変化があり、これまでの行政サービスでは不足している。そして30代、40代の世代が新たな課題を捉え、活動を始めているがNPOの基礎や経営の特徴を学ぶ機会も少なく、試行錯誤で実践しているところも多い。今の社会情勢にて、課題を捉え、新たな有効な事業を展開していくリーダーが求められている。それらの世代の創設期にアプローチすることが重要であり、その組織の成長を加速させることができる。</p>			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	327/400字		
<p>一般社団法人やNPO法人などが想定されるが成長意欲のある任意団体、株式会社や有限会社、合同会社等の含み組織形態は限定しない。Mission、visionを明確にしたい組織を対象とする。そのmission、vision達成のために、これまで、どのような事業をどのようなファンドレイジングで、どのように資源を活用し、実践したかを事前にヒヤリングする。また、これまでのネットワークについてもヒヤリングする。有給、無給問わず、人材を確保し、事務局長をおくことができる組織を考えている。財政規模としては300万以上で成長意欲のある組織を考えているが、財政規模300万以下で創設期のNPOに関してはリーダーの資質を問う。よって審査基準にリーダーとしての資質を加える。</p>			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	244/200字
<p>地域では、会費・寄付・小額の助成金やボランティアで活動しているNPO等が存在している。特に全員がボランティアで活動している組織は毎年小額の助成金を活用し、イベントや単発のセミナー開催等という活動にとどまっている。地域に役に立つサービスを提供するには組織基盤が脆弱であり困難である、活動支援プログラムによって支援をうけたNPO等が地域の中核的な組織となり、地域で活動する小さなNPO等と共通の目的でゆるやかにつながり、重層的に、連携・協力し地域の課題の解決に取り組むことができるようになる。</p>	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	64/100字								
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
地域の核となるようなNPOが創出され、自立的に自発的に活動している大小様々なNPOが重層的に連携・協力し、地域課題を解決している		共通の目標達成のためのネットワークの構成団体数（対象支援団体が呼びかける。） 共通の目標とその指標の数		0				10×8団体 8、24	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
支援対象団体の基盤が強化され、発信力が高まり、地域の課題解決の核となる活力あるNPOへと成長している。		財政規模			現状値を調査				2000万	
地域の小規模なNPO等が互いに連携し、よいことをしているだけでなく、NPOの良さを発揮し、地域をよくしようとするためにつながりをつくる担い手へと意識が高まっている。		自立的に活動し、共通の目標達成のための意欲が高まっていると思っているNPOの数			アンケート調査による現状値				10団体×8団体	
地域の市民活動センターなどとの連携ができています。		市民活動センターとの連携ができています。			0				8団体	

(5)-3 アウトプット（活動の実施により生み出された結果）									
100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字		
支援対象団体や地域で活動するNPO等が大小様々なNPO等が地域で重層的に活動することの意味や意義の理解ができています。		大小様々なNPO等が地域で重層的に活動することの意味や意義の理解ができていますNPO等の割合（セミナーなど参加者へのアンケート、追跡アンケート）				80%			
支援対象団体の中期戦略が策定できています。		中期戦略の策定数 中期戦略策定にかかわったのべ参加者数 有効な事業数、ビジネスモデルシートの数				8 5人×5回×8団体 5事業×8団体、5枚×8団体			
支援対象団体が中期戦略を実践している。		中期戦略を理解している理事・スタッフの割合 提言・提案数				100% 5×8団体			
事務局人材が育っている。		事務局のスタッフ数				2人×8団体			
理事・スタッフがガバナンスの重要性を理解している。		グッドガバナンス認証団体数 ガバナンス体制の重要性を理解している理事・スタッフの割合 年間の理事会開催数				10×8団体、8団体 8団体			
規定類が作成され、公開されている。 事業報告・決算書等が公開されている。		規定類の数、規定類が公開されている団体数 事業報告・決算書が公開されている団体数				10×8団体			
支援対象団体が活動する地域で共通の目標達成のためのネットワークができています。		ネットワーク構成団体数				8団体			
地域の市民活動センターなどとの連携ができています。		連携ができています。							

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
①支援対象団体、およびその地域の市民に対し、「NPOの経営」「地域経営」のセミナーの開催。NPOという認識なく、地域や人のために何か役に立ちたいという人が活動の一步を踏み出している。ボランティアや小額の寄付や会費助成金で活動しているNPO等がある。支援対象団体が活動する地域の市民活動センター等と連携し、当該地域のかたに大小さまざまな自発的なNPO等の重層的な活動が大切であることを伝える。		2025年9月	195/200字
②地域の核となるNPO等への中期戦略作成支援。ビジョンを具体的に言語化し、ビジョン達成のための有効で魅力的な事業群を企画立案、一つ一つの事業においてどの資源提供者に対し、どのような工夫で資源をひきつけるのかを考え持続可能な収益構造を考える。ビジョン設定シート、ツリー型ロジックモデルシート、ビジネスモデルシートを活用し、NPO等の理事・スタッフ関係者がワークショップにて作成をする支援を行う。		2025年12月～2026年12月	196/200字
③中期戦略の実践支援。中期戦略に基づき有効な事業群を実施していくために、SWOT分析、ノウハウの整理、人材育成を行う。一つ一つの事業に関して、ファンドレイジング（稼ぐ・貰う、稼ぐはBtoC、BtoB、BtoGなど）どの資源提供者に対し、どのような資源を引き付けるために、どのような価値を与えるために、どのような工夫をするのかの戦術をたて、提言や販路促進などの支援を行う。		2027年1月～2028年3月	185/200字
④事務局スタッフへのヒヤリングを行い、NPOの経営において必要な、法人運営、会計・労務、ファンドレイジングなどの理事や事務局スタッフへの研修とハンズオン支援を行う。		2027年10月～2028年3月	82/200字
⑤ガバナンス体制構築支援。事務局長人材を育成し事務局を置くことがスタートである。理事会と事務局の機能分化による健全な非営利組織の経営を目指す。中期戦略策定により、理事会は意思決定の独立性を維持し組織の経営に関し、リーダーシップを発揮し監視できるようにする。理事会運営サポートを行う。NPO等の規模にあった規定類の作成支援を行う。事務局は中期戦略の執行において責任を果たせるような体制とする支援を行う。		2027年10月～2028年3月	200/200字
⑥共通の目標をもつ地域のNPO等のネットワークづくり 地域の小さなNPOは単独で活動を継続することは困難であるが、共通の目標達成のための大小さまざまなNPO等が地域で重層的に連携協力することで、地域の問題解決力が高まる。「つどいの広場事業」「障害者の就労支援事業」等同じ事業を展開しているNPO等のネットワークでなく、共通の目標達成のためのネットワークづくりを支援する。		2027年4月～2028年3月	185/200字
⑦支援対象団体が活動する地域の市民活動センターとの連携支援を行う。 市民活動センターへの登録、行事などへの参加、協働事業の提案等の支援を行う。		2027年4月～2028年3月	71/200字

(5)-5 インプット			
人材	事業統括責任者：藤岡喜美子		アドバイザー：後房雄、JACEVO認定コンサルタント
資機材、その他	ビデオ会議機材（岡田担当）、ビジョン設定シート・ツリー型ロジック・モデル・シート、ビジネス・モデル・シート入力フォーム		

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）

555/1000字

1. ビジョン設定シートを記載していただき、その後理事やスタッフに対しヒヤリング

捉えている地域や社会の課題、それが達成された状態（ビジョンの明確さ）、今行っている事業と今後やりたい事業のつながりの整理、第1の顧客と顧客に与える価値、第2の顧客と顧客に与える価値等などについての考えをヒヤリングする。

2. 経営診断シートを記載していただきその後関係者に対しヒヤリング

①財政規模と資金調達構造（委託事業、バウチャー制度、助成金、自主事業、会費、寄付）②受益者のニーズ把握方法

③組織のマネジメント（理事会開催数、理事会審議事項、事務局会議開催状況）④事業実施のためのノウハウ、専門性

⑤人材の育成と確保について⑥発信力、ネットワーク力（HPやSNSの活用、フォロワー数等、関連機関との連携状況）

⑥経営者のリーダーシップの特徴や強み⑦情報システム（書類やデータの管理）

⑦コンプライアンス⑧組織体制（有給職員数、基本給等労働条件）

⑧評価の実施について⑨事業計画の記載内容⑩会計の体制について

3. 関係者へのグループインタビュー

事業推進における課題と組織運営に関する課題の洗い出しをグループインタビューにて行う。その後アンケート票を作成し、課題の優先順位を調査する

4. 組織のコアメンバーへの個別インタビュー

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）

310/1000字

1. 支援対象団体の理事やスタッフへの組織基盤強化への課題に関するインタビューを行う。

2. インタビューで洗い出された課題を整理し、理事やスタッフに対し、アンケートを行う。

3. アンケートの結果を受けて、理事やスタッフとワークショップを行い、解決策を協議する。

4. ビジョン設定シート、ツリー型ロジック・モデル・シートとビジネス・モデル・シートを作成し、NPOの経営の実践について理解する。

5. 理事会で中期戦略を審議し、理事会決定とする。

6. ワークショップにて、組織基盤強化のために何を行うのか、優先順位をつけて、解決策を実行していく。

7. ワークショップや会議等そのプロセスを随時記録していく。（グラコレを活用する）

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	112/200字
<p>関東地域、東海地域、愛媛県のNPOセンターと連携し、「NPOの経営」「地域経営」のセミナーを開催する。 JACEVOのメルマガや、加入しているメーリングリスト、facebookのグループで発信する。 ニュースリリースを行う。</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	54/200字
<p>支援対象団体の役員名簿、スタッフ名簿を提出してもらい、利益相反について確認する。 重複申請がないか確認する。</p>	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	341/400字
<p>「ロジックモデルをつくろう」「NPOのためのロジックモデル作成ガイド」「NPOのためのロジックモデルワークブック」を出版している。藤岡喜美子は「サードセクター組織のオンリーワン戦略」としてツリー型ロジックモデルシート、ビジネスモデルシート の作成ガイドブックを出版している。また、後房雄、藤岡喜美子共著の「稼ぐNPO」にてNPOのビジネスモデルを示している、東海労働金庫と協働の事業型NPO成長支援事業においては、ツリー型ロジックモNPOのビジネスモデルシートを活用し、東海地域のNPOの対し3年間連続支援を行い、事業型NPOの成長支援を行ってきた。支援実績150団体。内閣府の地域社会雇用創造事業、復興支援型雇用創造事業にて、起業支援・経営支援を行い、NPO等の基盤強化の実績がある。</p>	
(2) 支援実績と成果	418/800字
<p>事業実績 2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援 147社、事業終了後も継続支援 2011年 埼玉県「平成23年度埼玉県NPO等人材開発支援事業」ツリー型ロジックモデルの作成支援と基盤強化支援を行う。 2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援 63社 2012年 岩手県「被災者のコミュニティ形成支援と地域産業である農業の新展開プロジェクト」 2012年 宮城県「NPO等の経営力強化プロジェクト業務」 2012年～2019年熊本県「NPO等のマネジメント能力向上事業」コンサルティングを行い、地域の核となるNPOの基盤強化のために伴走支援を行う。 2016年～2018年「地域創造促進支援事業」起業53社 2014年～三豊市まちづくり推進隊立ち上げ支援、経営支援 2018年～東京都女性・若者・シニア創業サポート事業 55社 2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社</p>	
(3) 支援ノウハウ	355/400字
<p>中期戦略作成支援 20団体 2005年より、東海労働金庫との協働事業において、事業型NPOの育成支援を10年間実施し、NPOに対する経営コンサルティングのノウハウを蓄積している。特にNPOがビジョン達成と持続可能な収益構造確率を目指すサポートをNPOの理事や関係者と 行ってきた。たとえば認定NPO法人アレルギー支援ネットワークは、アレルギーの親の会の一人をパートで事務局員として雇用し、事務局体制のサポートを行った。発足時の中心人物は東日本大震災のあとに他界し、当時の事務局員は今は常務理事として活躍している。同時に収益構造として寄付とアレルギー大学の受講料という二本の柱をたて組織の成長をサポートしている。NPO全国福祉理美容師養成協会もまずは有給の事務局員を配置し、代表と二人三脚で活動を展開している。</p>	

(4) 実施体制 324/400字

統轄責任者 藤岡喜美子
研修等企画立案運営、TLM、BM作成支援、中期戦略策定支援、中期戦略実践支援、ガバナンス体制構築支援、ネットワーク形成支援、事例集作成
団体との契約、事業の報告、資金・経理、リスク、成果その他の本事業を円滑に実施するために、協会として必要な管理業務を統括。
アドバイザー 後房雄 中期戦略策定支援、指標設定支援、中間評価・事後評価支援
事業担当者 [Redacted]
事業担当者 [Redacted]
事業担当者 [Redacted]
事業担当者 [Redacted]
会計担当者 [Redacted]

(5) コンソーシアム利用有無 なし

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等 (3名)

氏名	役割・役職	実績・資格等	
藤岡喜美子	執行理事	中小企業経営計画策定支援実践研修修了、専門的知識判定試験合格 著書「稼ぐNPO」「サードセクター組織のオンリーワン戦略」、東京都インキュベーション施設インキュベーションアドバイザー、東京都女性・若者・シニア創業アドバイザー NPOへのコンサルティング2003年～	131/200字
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	119/200字
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	199/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制 138/400字

当協会では、公益法人として求められる法令遵守、各種規定などの諸規則、契約その他の社会的な信頼を守るために厳守すべき社会規範としての倫理など、コンプライアンス上の問題を的確に管理・処理するためのコンプライアンス規定に基づき、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置している。

2024年12月15日

事前評価結果説明資料

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

1, 評価計画

① 評価の目的

事前評価は、ツリー型ロジック・モデル・シートを作成し、事業の妥当性・有効性を判断する。

② 評価スケジュール

活動支援団体事前評価 2024年10月～12月

③ 評価実施体制

統括責任者 藤岡喜美子

事業担当者 戸野憲一

アドバイザー 後 房雄

経営戦略会議にて検討

④ 評価表

課題の妥当性

事業対象の妥当性

事業設計の妥当性

事業計画の妥当性

2, 事前評価結果（経営戦略会議にて事前評価）

○課題の妥当性

統計数字より、日本においては圧倒的に財政規模が小さいNPOが地域で活動している。また、有給職員が雇用できているNPOは指定管理者やバウチャー制度を活用し、自主事業を生み出すことができてない。

経済産業研究所「日本におけるサードセクターの全体像とその経営実態に関する調査研究」（2010年～2018年）

○事業対象の妥当性

・体調地域としては本部のある関東圏で対応する田淵、東海支部のある東海地域で活動する内山、協力団体のある事務所がある愛媛県で活動する岡田が丁寧な寄り添い支援ができる地域としている。

・本プロジェクトにおいては、事務局を設置することが重要な要素であり、将来有給職員を雇用する覚悟のあるNPOとするために財規規模を300万以上としている。ただし、リーダーとしての資質が高い場合はこの限

りではないとしている。

○事業設計の妥当性

ツリー型ロジック・モデル・シートにて事前評価を行った。

- ① 長期成果・中期成果は目標より逆算してもれなくダブリなく分解できている。
- ② 活動内容から、中長期成果まで、倫理的に、飛躍なく、説明できている。
- ③ 有効な新規活動が提案されている。

行政主導でなく民間主導で地域の課題解決をしていくために、ネットワークの核となる NPO を育成し、多様で複雑化深化している地域課題解決のために、会議を行うだけでなく、共通の目標達成のための実行性の高いネットワークづくり、そのための事務局機能を果たせる NPO の育成等に言及している。

○事業計画の妥当性

これまでの実績と他団体との差別化による専門性を活かしたプログラムである。

新人のスタッフを登用し、本気の支援意欲のある NPO のスタッフとも連携する。JACEVO が社会に先立ち実施してきた成果志向の経営支援ノウハウをさらにブラッシュアップするために、新たな人材を養成しながらも事業を実施していく。

以上

事業期間	2025/04/01 ~ 2028/03/31	
活動支援団体	事業名	ビジョン実現と持続性を両立させるNPOをめざす活動支援事業
	団体名	公益法人日本サードセクター経営者協会

	助成金
事業費	55,725,000
直接事業費	47,991,000
管理的経費	7,734,000
評価関連経費	1,380,000
合計	57,105,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	19,040,500	18,700,500	17,984,000	55,725,000
直接事業費	0	16,462,500	16,122,500	15,406,000	47,991,000
管理的経費	0	2,578,000	2,578,000	2,578,000	7,734,000

[円]

2. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	470,000	520,000	390,000	1,380,000

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	0	19,510,500	19,220,500	18,374,000	57,105,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益社団法人日本サードセクター経営者協会		
郵便番号	143-0016		
都道府県	東京都		
市区町村	大田区大森北二丁目		
番地等	3番15号下川ビル4階パシオンTOKYO内		
電話番号	03-3768-6000		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jacevo.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2009/09/01		
法人格取得年月日	2009/12/28		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タジマセイイチ
	氏名	田島誠一
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウシロフサオ
	氏名	後房雄
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員	
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	46
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	37
個人その他会員 [人]	9

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-	
決済責任者 氏名/勤務形態	■	■
通帳管理者 氏名/勤務形態	■	■
経理担当者 氏名/勤務形態	■	■

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	<p>2010年～2011年、内閣府地域社会雇用創造事業 起業支援金交付 147社（交付額：263,000,000円）</p> <p>2012年 復興支援型内閣府地域社会雇用創造事業 63社（交付額：157,500,000円）</p> <p>2020年 休眠預金 新型コロナウイルス対応支援助成事業 12社（交付額25,500,000円）</p> <p>2022年 休眠預金 通常枠 6社（交付額136,932,025円）</p>

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ビジョン実現と持続性を両立させるNPOをめざす活動支援事業
団体名:	公益社団法人日本サードセクター経営者協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	16条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	14条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない		
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(1)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規定	4条(2)
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条1項(定款) 5条(理事会運営規程)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	35条(定款) 2条(理事会運営規程)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	36条3、4、5項(定款) 6条(理事会運営規程)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	34条(定款) 16条(理事会運営規程)
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	39条(定款) 8条(理事会運営規程)
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	42条(定款) 13条(理事会運営規程)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規程	8条
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款、コンプライアンス規程	26条(定款) 4条(コンプライアンス規程)
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	27条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員の報酬等及び費用に関する規程	30条(定款) 3条、別表(役員)…)
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に関する規程	5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	25条(5)、51条(8)、53条(9)、54条(10)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程、情報公開規程	8条(倫理規程) 情報公開規程全条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程、個人情報保護に関する基本方針 個人情報管理規程	9条(倫理規程) 個人情報保護…全条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	6条、7条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	6条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	1、4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款、事務局規程	56条 1条(事務局規程)
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	5条、6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	12条、13条、16条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4条、6条、12条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	5条、7条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	15条、16条、17条、18条、19条、20条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	3条、10条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	6条、21条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	9条、11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(16~19条)
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(42~48条)

公益社団法人日本サードセクター経営者協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、公益社団法人 日本サードセクター経営者協会と称する。

2 この協会の英文法人名は、The Japan Association of Chief Executives of Voluntary Organizations (通称：JACEVO) とする。

(事務)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2. この協会は、従たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

3. この協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この協会は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多元的な社会の実現を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条

この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を全国において行うものとする。

(1) サードセクター経営者をつなぐことに資する事業

ア 経験交流事業

イ 委員会・部会運営事業

ウ 広報事業

(2) サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業

ア 講座・研修会等イベント事業

イ 相談・コンサルティング事業

ウ 出版事業

(3) サードセクターとしての提言活動をすることに資する事業

ア 調査研究事業

イ 政策提言事業

ウ 他セクター関係者との対話交流事業

(事業年度)

第5条 この協会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この協会の会員は次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下この規定において「一般社団・財団法人法」という。)に規定する社員とする。

- (1) 正会員：サードセクター組織の実質的な経営者 (CEO)
 - (2) 奨励準会員：サードセクター組織にて仕事をしており、次期経営者候補となり得る者で正会員2名の推薦がある者
 - (3) 準会員：正会員、奨励準会員以外の入会を希望するすべての個人
- 2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(入 会)

第7条 この協会の趣旨に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき

- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条

社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、4名以内を代表理事とし、2名以内を「一般社団・財団法人法」第9条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。

3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事のうちより常務理事1名を選任することができる。

4 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この協会の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、この協会を代表し、その業務を執行する。

3 執行理事は、代表理事を補佐し、この協会の業務を執行する。

4 常務理事は、この協会の日常業務を分担執行する。

5 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求

すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には社員総会の決議により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの協会との取引
- (3) この協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけ

るこの協会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第32条 この協会は、役員が「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この協会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置)

第33条 この協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、代表理事のうち1名がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第44条 この協会の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この協会の事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第48条 この協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益社団法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配禁止)

第49条 この協会は剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第52条 この協会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この規程において「公益認定法」という)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益認定法」第5条17号に掲げる法人のうち、類似の目的を持つサードセクター組織に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会及び部会)

第55条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選定する。

3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 公告の方法

(公 告)

第58条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会の決議を必要とする事項を除き、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 本定款に規定のない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」並びに「公益認定法」その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この協会の成立の日から施行する。
- 2 この協会の設立時の理事は、次に掲げる者である。

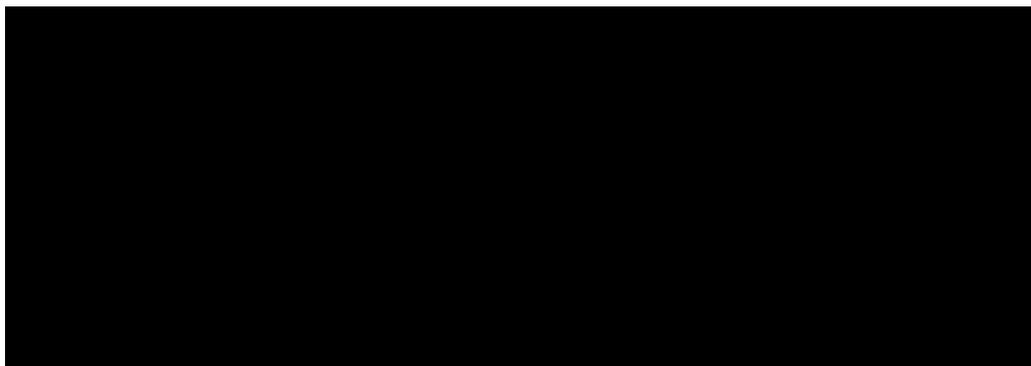
後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
曾根原久司
田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子

- 3 この協会の設立時の監事は、次に掲げる者である。

加藤俊也
山田尚武

- 4 設立時社員の氏名又は名称、及び住所は、次のとおりである。

後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
加藤俊也
曾根原久司



田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子
山田尚武



- 5 この協会の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この協会の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年8月31日とする。
- 7 この協会の設立当初の会員の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、以下に定めるものとする。ただし、任意団体「日本サードセクター経営者協会設立準備会」に既に1年分の会費を納入したのものについては設立当初の事業年度の年会費を減免することがある。

正会員、奨励準会員、準会員 一口：10,000円

以上、一般社団法人日本サードセクター経営者協会設立のため、下記の設立時社員は、共同して定款を作成しこれに署名する。

2009年9月1日

設立時社員

附則(平成22年11月14日社員総会決議)

この定款の変更は、この協会が行政庁より公益認定を受けた日から施行する。ただし、第2条、第49条については社員総会決議日より即日施行する。

履歴事項全部証明書

東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

会社法人等番号	0110-05-003327	
名称	公益社団法人日本サードセクター経営者協会	
主たる事務所	東京都大田区大森北二丁目3番15号	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。	
法人成立の年月日	平成21年12月28日	
目的等	<p>当法人は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい（つなぐ）、経営力を高め（伸ばす）、さまざまな提言活動を行う（提言する）ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多元的な社会の実現を目指すことを目的とする。</p> <p>当法人は上記の目的を達成するため次の事業を全国において行う。</p> <p>1 サードセクター経営者をつなぐことに資する事業</p> <p>ア 経験交流事業</p> <p>イ 委員会・部会運営事業</p> <p>ウ 広報事業</p> <p>2 サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業</p> <p>ア 講座・研修会等イベント事業</p> <p>イ 相談・コンサルティング事業</p> <p>ウ 出版事業</p> <p>3 サードセクターとしての提言活動をすることに資する事業</p> <p>ア 調査研究事業</p> <p>イ 政策提言事業</p> <p>ウ 他セクター関係者との対話交流事業</p>	
役員に関する事項	<p>代表理事 <u>後 房 雄</u></p> <p>代表理事 <u>後 房 雄</u></p>	<p>令和 1年11月28日重任</p> <p>令和 1年12月23日登記</p> <p>令和 3年11月27日重任</p> <p>令和 3年12月16日登記</p> <p>令和 5年11月28日退任</p> <p>令和 6年 4月 5日登記</p>

<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 代表理事 <u>田 島 誠 一</u>	令和 1年11月28日重任
	令和 1年12月23日登記
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 代表理事 <u>田 島 誠 一</u>	令和 3年11月27日重任
	令和 3年12月16日登記
	令和 5年11月28日退任
	令和 6年 4月 5日登記
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 代表理事 <u>後 房 雄</u>	令和 5年12月23日就任
	令和 6年 4月 5日登記
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 代表理事 <u>田 島 誠 一</u>	令和 5年12月23日就任
	令和 6年 4月 5日登記
理事 <u>後 房 雄</u>	令和 1年11月28日重任
	令和 1年12月23日登記
理事 <u>後 房 雄</u>	令和 3年11月27日重任
	令和 3年12月16日登記
	令和 5年11月28日退任
	令和 6年 4月 5日登記
理事 <u>田 島 誠 一</u>	令和 1年11月28日重任
	令和 1年12月23日登記
理事 <u>田 島 誠 一</u>	令和 3年11月27日重任
	令和 3年12月16日登記
	令和 5年11月28日退任
	令和 6年 4月 5日登記

	<u>理事</u>	<u>藤岡喜美子</u>	令和 1年11月28日重任
			令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u>	<u>藤岡喜美子</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>池本修悟</u>	令和 1年11月28日重任
			令和 1年12月23日登記
	<u>理事</u>	<u>池本修悟</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記
<u>理事</u>	<u>小西由美枝</u>	令和 1年11月28日重任	
		令和 1年12月23日登記	
<u>理事</u>	<u>小西由美枝</u>	令和 3年11月27日重任	
		令和 3年12月16日登記	
		令和 5年11月28日退任	
		令和 6年 4月 5日登記	
<u>理事</u>	<u>今村正治</u>	令和 1年11月28日就任	
		令和 1年12月23日登記	
<u>理事</u>	<u>今村正治</u>	令和 3年11月27日重任	
		令和 3年12月16日登記	
		令和 5年11月28日退任	
		令和 6年 4月 5日登記	

	理事	<u>岩岡ひとみ</u>	令和 1年11月28日就任
			令和 1年12月23日登記
	理事	<u>岩岡ひとみ</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年 4月20日辞任
			令和 5年 6月 2日登記
	理事	<u>野々山理恵子</u>	令和 2年11月20日就任
			令和 2年12月 3日登記
	理事	<u>野々山理恵子</u>	令和 3年11月27日重任
			令和 3年12月16日登記
			令和 5年11月28日退任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>後房雄</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>田島誠一</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>藤岡喜美子</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>池本修悟</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>小西由美枝</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>今村正治</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記
	理事	<u>野々山理恵子</u>	令和 5年12月23日就任
			令和 6年 4月 5日登記

	監事	山田尚武	平成29年11月26日重任	
			平成29年12月26日登記	
	監事	山田尚武	令和3年11月27日重任	
			令和3年12月16日登記	
	監事	大崎泰寛	令和1年11月28日就任	
			令和1年12月23日登記	
			令和3年11月27日辞任	
			令和3年12月16日登記	
	監事	小山章仁	令和3年11月27日就任	
			令和3年12月16日登記	
	役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
	非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、外部役員等との間で、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。		
従たる事務所	1 名古屋市北区平安一丁目9番22号	平成31年 4月 1日設置	平成31年 4月12日登記	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人			
監事設置法人に関する事項	監事設置法人			
登記記録に関する事項	平成28年3月1日東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目13番地11号から主たる事務所移転 平成28年 3月23日登記			



東京都大田区大森北二丁目3番15号
公益社団法人日本サードセクター経営者協会

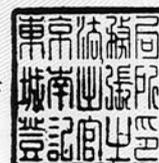
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局城南出張所管轄)

令和 6年11月 6日

東京法務局城南出張所
登記官

吉 川 信 幸



整理番号 ワ499268

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6

第13期 事業報告

2021年9月1日～2022年8月31日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

1. 事業に関する方針

政府・行政（第一セクター）や企業（第二セクター）に比べて力量が乏しく分断されていたサードセクター組織が連携・協力し社会的存在感が小さかった日本のサードセクターの形成を目指します。ビジョンと活力あふれるサードセクターが加わることで、三つのセクターがそれぞれ適切な役割を果たす多様な社会の実現することを目指します。設立時の理念の確かさを自覚し、下記に焦点を当て、事業を展開していきます。

- ・ 経営者の孤軍奮闘状況とセクター内部の縦割り構造の解消
- ・ 個々の非営利組織に求められている、自律的で成果を追求した経営力の向上
- ・ 公共サービス改革へのセクターとしての方針の表明と対応

サードセクター組織経営者の能力開発事業 (つなぐ事業)

非営利向けだけでなく、地域や社会の課題を解決するために事業をおこなう起業家向けの iSB 公共未来塾を開催していると、営利・非営利、個人事業主、任意団体問わず、ビジョンに溢れ、地域や社会の課題に関心をもち、自分に何かできるのではないかと志高き経営者が増えていると感じます。

法人 13 期においては、iSB 公共未来塾の修了生が中心となって集まり、部会活動として、互いに情報交換したり、経験交流を行ったり、得意な分野でセミナーを行ったりしました。

その活動は、clubhouse や YouTube、ZOOM などの SNS を活用しました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業 (伸ばす事業)

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援において重要なことは人材養成です。恒例の iSB 公共未来塾（5 日間 10 コマ）を 7 クール開催しました。iSB 公共未来塾は、営利・非営利どちらの組織も対象としていること、受講生がビジョンを描くことをサポートすること、ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を行い、社会性重視の経営ができるような軸をつくるサポートをすることが特徴です。

また、社会的インパクト評価のツールとして注目されているロジックモデルの中でも、当協会が開発したツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援を

行いました。

新型コロナウイルスは、変異で弱毒しながら当分の間継続すると想定されます。With/after コロナ時代に向けて、サードセクター組織こそ、感染抑制だけを最優先にするのではなく、感染を抑えつつも社会経済生活を回す「新しい活動様式」を、開発していく必要があります。将来、さらに新たな感染症が繰り返し発生することを鑑み、いまこそ、デジタル化を推進し、その時のためにも「新しい活動様式」を創出していく必要があります。

高齢者、障害者、ひとり親、犯罪歴・非行歴のある少年など社会的弱者等の人たちへの支援を新しい形で始められた事業体を支援いたしました。

サードセクターの在り方に関する調査・研究と提言事業 (提言する事業)

新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化しています。増大するニーズを把握し、新たなチャレンジをしているサードセクター組織の経営実態や工夫をヒヤリング調査し、報告書をまとめ、広く公開いたしました。

2. 運営に関する方針

全国各地のサードセクター組織の経営者と連携をとり、協力を頂きながら、iSB 公共未来塾の開催や個別コンサルティングを行い、サードセクター組織が活力ある活動ができるように支援をしてきました。

II 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は2010年より開催しています。1回生、2回生が全国各地で活躍しています。先駆的な活動をしているサードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話を聞いたり、互いの経験を交流し、情報交換しました。

(1) ケイエール IHACK 藤さんの相談室

Clubhouse を活用し、iSB 公共未来塾の卒業生や、当協会のプロジェクトと

連携・協力をしているサードセクター組織のリーダーをお招きし、起業の動機、事業の内容、事業の工夫や特徴、今後の展望などをお聞きし、参加者からの質疑応答とともに意見交換を行いました。

運営は、iSB 公共未来塾の卒業生を中心に行って頂きました。

第11回 9月11日(土)

起業して間もない、あるいはこれから起業する4人の起業家
こども食堂をおうちで開業した保育士の家崎桃子さん
ネット上に仮想商店街を起業した加藤みずほさん
防災・減災活動を行うNPO法人CONNECT 代表の原田美奈子さん、
旅行案内業を計画中の柿岡じゅん子さん

第12回 9月25日(土)石山恭子さん NPO法人 amigo 理事長

第13回 10月9日(土)大屋幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役社長

第14回 10月23日(土)野村順子さん 株式会社はぐくみ 代表取締役社長

第15回 11月13日(土)富澤泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

第16回 12月11日(土)金丸利恵さん おうちごはん研究家

第17回 1月15日(土)齋藤幸子さん 一般社団法人手づくりマルシェ

第18回 2月19日(土)3人のひよっこ起業家

中国の伝統芸能である花文字作家の徳山祐希さん

魅力を引き出すドレスセラピストの奥山麻美子さん

「めでたしめでたし」な未来をつくる Medetashist の鴻野愛さん

第19回 5月28日(土)田中彩さん NPO法人ママワーク研究所

第20回 7月23日(土)桑野りささん Bread Salon Lisa オーナー

下のリンクの「ケイエール」クラブメンバーとして登録して下さるかフォローしてください。

<https://www.joinclubhouse.com/club/ケイエール ihach 藤さんの相談部屋>

(2) 私のできるが未来を切り拓く「起業家物語」(第4回～第8回)

○第4回

山口 巴さん NPO 法人 Lotus 理事長

仕事と育児の両立に悩む母親をサポートするため、2010年どんな職種でも利用可能な365日対応の保育園を創立以後、ベビーサインの導入、室内遊び場やコミュニティスペースの拡充など、地域の保育ニーズに柔軟に対応しつつ活動の場を広げています。



○第5回

大屋 幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役

2015年大田区唯一のビール工場「羽田麦酒」の工場運営の飲食店「羽田バル」をオープン。2020年7月羽田イノベーションシティにて自家醸造所併設飲食店「羽田バル」2号店をオープン。クラフトビールで地域団体と共に大田区活性化を目指す。2017年度「OTA!いちおしグルメ」表彰店舗。

2018年度、2019年度「大田のお土産100選」受賞



○第6回

齋藤 幸子さん 一般社団法人手づくりマルシェ 理事長

花、お菓子の教室主宰 施設、病院、老人ホームなどの訪問ボランティア、子どもの育成サークル活動を行う。東日本大震災後、2013年3月一般社団法人設立。避難してきた方達のコミュニティ支援活動を続けている。その他、福島の方の活性化販賣創出のためのイベント企画主催を継続開催している。福島の方の農水産物の風評被害払拭のため、県産使用加工品、菓子の商品開発とPR販売をしている。



現在自社ブランド「TEZKURI MARCHE-ART」を立ち上げ、商品開発に取り組んでいる。「ジビエ鹿革ルームシューズ」は、「ベストサステイナビリティ」受賞し、現在ニューヨークの『NYNOW』に出展中。

受賞歴 ・よしもと 47 シュフラン 2015 ・復興ビジネスコンテスト 2018 優秀賞 ・2020 年 ふくしま産業賞特別賞 ・東京インターナショナルギフトショー 「第 10 回 LIFE ×DESIGN」 「ベストサステナビリティ賞」 『ジビエ 鹿革ルームシューズ』 手づくりキット』 ・「ソーシャルプロダクツアワード」 優秀賞 2 月 16 日東京時事通信ホール授賞式

○第 7 回

富澤 泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

短大を卒業し働いた東京都の自閉症専門施設で働くことが可能な障害の方たちがいることに疑問を感じ近隣の企業に実習だけでもさせてもらえないか、と飛び込み訪問した際、障害者が社会で働けるはずがないと言われた言葉が突き刺さり、自らが社会で立派に働けることを実現したい使命感だけで起業。餃子と言う食材に巡り合い行商から始め 24 年経過。障害者雇用して 18 年。現在に至る。



○第 8 回

渡邊とみ子さん いいたて雪っ娘かぼちゃプロジェクト協議会会長
までい工房美彩恋人 代表

1954 年福島市に生まれ。飯舘村に嫁ぐ。2011 年の原発事故災害により福島市に避難中、福島大学小規模自治体研究所と「かーちゃんの力・プロジェクト」を立ち上げる。また、飯舘村オリジナルのかぼちゃ「いいたて雪っ娘」の普及の為、避難先で生産・加工販売・広報活動を行い、避難解除後は飯舘村と福島市の 2 地域居住で活動を継続中。「ふくしまの今を伝える人」県外派遣事業で語り部として講演活動も行っている。



※動画は下記からご覧ください。

<https://brainnavi-online.com/set/1864>

(3) 女性起業家による SeedsSquare

iSB 公共未来塾の卒業生の 3 人の女性起業家が企画運営する Seeds Square

中国の伝統芸能である花文字作家の徳山祐希さん、魅力を引き出すドレスセラピストの奥山麻美子さん、「めでたしめでたし」な未来をつくる Medetashist の鴻野愛さん。それぞれのサービスを体験できるイベントを開催しました。

2) 年次大会

<新しい活動様式を生み出すために>

日程：2021年12月12日 12:30～17:30

第1部 事例報告「休眠預金緊急助成 NPO 等が生み出す活動様式」
1 2 団体の実行団体の活動発表

第2部 基調講演「コロナ禍における新たな活動創造に向けた NPO
のチャレンジ」

講師：柏木宏さん

法政大学大学院連帯社会インスティテュート運営委員長
(教授)

パネルディスカッション

「コロナ禍で増大するニーズと新たなチャレンジ」

<コメンテーター>

柏木宏さん

法政大学大学院連帯社会インスティテュート運営委員長
(教授)

鈴木均さん

一般財団法人日本民間公益活動連携機構事務局長

藤岡喜美子さん

公益社団法人日本サードセクター経営者執行理事

<パネラー>

小林大祐さん 一般財団法人たんぼぼの家事務局長

柴田萌さん 株式会社リリムジカ代表取締役社長

藤井 宥貴子さん 有限会社ミューズプランニング
代表取締役社長

丸山冬芽さん NPO 法人サポートセンターさわやか愛知
＜コーディネーター＞
後房雄さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

参加者：35名

内容：新型コロナウイルス感染拡大の影響は、ひとり親家庭、障がい児がみえる家庭等弱い立場にある家庭にさらに負荷がかかりました。

たとえば、放課後児童デイに通所させなかったことで言葉が話せなくなり、保護者は育児ストレスで毎日イライラします。非行少年への対面支援が難しくなります。高齢者がデイサービスやサロン等に通所しないと、足腰が弱くなり、引きこもりが増えます。感染拡大の恐怖により自発的に外出を自粛する傾向もあり、長く続けば続くほど、ゆっくりと確実に高齢者の機能や能力は低下していきます。このように新型コロナウイルスの影響により社会課題自体がより深刻化していますが、同時にこれらを解決するためのNPO等の活動もまた、対面や濃厚接触が必要であるために活動が困難になっていることが今回の事態に特有の重大な課題となっています。NPO等は従来からの活動を継続するだけでなく、課題を深堀し、感染拡大を抑止しながらも地域や社会の課題を解決するために有効な「新たな活動様式」を生み出すという課題に直面しました。

コロナ禍において、これらの課題解決に、果敢に取り組んだNPO等の事例報告を共有するとともに、コロナ禍を経験したNPO等が、今回の取り組みにより、これまでの事業を延命しながら継続するだけでなく、そもそもの支援の在り方について、根本から考え直す必要性、重要性に直面し、新たな事業を考え、実践しながら改善し、目標に向かっていくNPO等の挑戦とNPO等の経営力について議論を深めました。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾を7回開催しました。
ビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型の起業塾です。

(1) 第1回 地域や社会の問題を解決するための「創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年9月10日(金)、17日(金)、24日(金)、
10月1日(金)、8日(金)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：12名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	9/10 (金)	ビジネスとは何か ビジョンを描こう	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスとは何か ・これってビジネスになるの？ ・ビジョンを描こう 	1.5	藤岡喜美子
		ソーシャルビジネスの事例から学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・有限会社でソーシャルビジネスを起業 ・事業の拡大の契機 	1.5	藤井 宥貴子
第2日目	9/17 (金)	ビジョン達成のための経営	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的価値と経済的価値の創出 ・ツリー型ロジック・モデル・シートとビジネス・モデルシートの活用 	1.5	藤岡喜美子
		ロジックモデルをつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・ツリー型ロジックモデルシートの作り方 ・ステップ1 ビジョンを描く(演習) ・ステップ2 長期成果、中期成果設定(演習) 	1.5	藤岡喜美子
第3日目	9/24 (金)	商品サービスのコンセプト作り 広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・SWOT分析 ・広報戦略 	1.5	藤岡喜美子

		会計の基礎 資金調達	・会計の基礎 ・資金調達	1.5	藤岡喜美子 日本政策金融 公庫
第4日目	10/1 (金)	広報戦略	・広報戦略	1.5	丸山恵子
		ビジネス・モデル・シート をつくろう	・ビジネス・モデル・シート の活用と作り方	1.5	藤岡喜美子
第5日目	10/8 (金)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	後 房雄 藤岡喜美子 池本修吾
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生に よるブラッシュアップ	1.5	後 房雄 藤岡喜美子 池本修吾

講師

池本修吾さん 公益社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター 専務理事

丸山恵子さん ウーマンネッ（株）代表取締役

藤井 宥貴子さん 熊本県交流館パレア館長、熊本市男女共同参画センター館長
株式会社ミューズプランニング代表取締役

後 房雄さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
日本政策金融公庫

(2) 第2回 「創業スクール」 (オンライン開催)

日程：2021年10月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)
11月10日(水)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：12名

日程	テーマ	講座概要	実施 時間	講師	
第1日目	10/6 (水)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ	・起業体験談	1.5	田端 翔太

		私の起業体験談	・起業の心構え		
第2日目	10/13 (水)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	10/20 (水)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	城南信用金庫
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	城南信用金庫
第4日目	10/27 (水)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		事業を実行する 顧客を得る	顧客を得る 広報戦略	1.5	藤岡喜美子
第5日目	11/10 (水)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランのブラッシュアップまとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

田端 翔太さん 株式会社アウトカム 代表取締役

城南信用金庫 経営サポート部

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(3) 第3回 「女性向け創業セミナー」 (オンライン開催)

日程：2021年10月28日(木)、11月4日(木)、11日(木)、

18日(木)、25日(木)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：26名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	10/28 (木)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	増田恵美子
第2日目	11/4 (木)	商品サービスのコンセプト づくり	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値を分析する	1.5	小久保和人
第3日目	11/11 (木)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	西武信用金庫
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	西武信用金庫
第4日目	11/18 (木)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	丸山恵子
		事業を実行する、顧客を得る	・顧客を得る ・広報戦略	1.5	丸山恵子
第5日目	11/25 (木)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 福田紀子 藤岡喜美子
		ビジネスプランの ブラッシュアップ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 福田紀子 藤岡喜美子

講師

- 増田恵美子さん P0 法人ウイズアイ理事、事務局長
- 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
- 丸山恵子さん ウーマンネッ（株）代表取締役
- 藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(4) 第4回「世田谷女性向け創業スクール」(オンライン開催)

日程：2021年11月15日(月)、22日(月)、29日(月)

12月6日(月)、13日(月)

9：30～12：30 全5回 15時間

参加者：17名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	11/15 (月)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	金丸利恵
第2日目	11/22 (月)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	11/29 (月)	財務諸表の基礎 資金繰りと資金調達	・財務諸表の基礎 ・資金繰りと資金調達	1.5	昭和信用金庫
		収支計画作成	・売上計画 ・必要な経費 ・収支計画作成演習	1.5	藤岡喜美子
第4日目	12/6 (月)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	顧客を得る 広報戦略	1.5	丸山恵子
第5日目	12/13 (月)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

金丸利恵さん おうちごはん研究家。管理栄養士

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

昭和信用金庫

丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

（５）第５回「創業スクール」（オンライン開催）

日程：2022年1月15日（土）、22日（土）、29日（土）、
2月12日（土）、19日（土）

9:30～12:30、全5回15時間

参加者：13名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	1/15(土)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 私の起業体験談	・起業体験談 ・起業の心構え	1.5	阿部隼也
第2日目	1/22(土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	1/29(土)	会計の基礎	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	共立信用組合藤岡喜美子
		資金調達と資金繰り	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	共立信用組合藤岡喜美子
第4日目	2/12(土)	プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
		広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング	1.5	丸山恵子

第5日目	2/19(土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	小久保和人 藤岡喜美子
		ビジネスプランのブラッシュアップまとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	小久保和人 藤岡喜美子

講師

阿部隼也さん 株式会社プッシュの代表取締役 CEO
 小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士
 丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役
 共立信用組合
 藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(6) 第6回 「女性向け創業スクール」(オンライン開催)

日程：2022年7月2日(土)、16日(土)、30日(土)、

8月6日(土)、20日(土)

9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：13名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	7/2 (土)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ 起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	桑野りさ
第2日目	7/16 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3日目	7/30 (土)	会計の基礎 収支計画につくりかた	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子 共立信用組合

		資金繰り表の作り方 必要な資金と資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り 	1.5	藤岡喜美子
第4日目	8/6 (土)	広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング 	1.5	桑野りさ
		プランをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・5W1H ・スケジュールを立てる 	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8/20 (土)	ビジネスプラン の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプランの発表 	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは 	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

桑野りささん

Bread Salon Lisa オーナー

小久保和人さん

K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

藤岡喜美子

公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(7) 第7回 「城南創業スクール」 (オンライン開催)

日程：2022年7月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)

8月3日(水)

13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：20名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	7/6 (水)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する 	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家体験談 ・起業の心構え 	1.5	渡邊とみ子
第2日目	7/13 (水)	必要な資金と資金調達 資金計画、収支計画のづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・創業時必要な資金 ・資金計画、収支計画 	2.0	日本政策金融 公庫

		かた 金融機関が見るポイント	・資金調達、資金繰り		
		必要な資金と資金調達 (2)	・資金調達(クラウドファンディング) ・資金調達(補助金)	1.0	城南信用金庫
第3日目	7/20 (水)	商品サービスのコンセプト 作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第4日目	7/27 (水)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEB マーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8/3 (水)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

渡邊とみ子さん いたて雪っ娘かぼちゃプロジェクト協議会会長
まてい工房美彩恋人 代表

小久保和人さん K O K コンサルティング代表・中小企業診断士

丸山恵子さん ウーマンネット（株）代表取締役

日本政策金融公庫

城南信用金庫

藤岡喜美子さん 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) 感染対策勉強会

コロナ禍において、正しい情報にて、感染対策を行いながら活動を展開できるように感染対策勉強会を開催しました。

○第1回

日時： 2021年10月16日(土) 14:00~16:00

内容：新型コロナウイルス(COVID-19)

感染症及び変異ウイルスの特徴と対策

参加者：5名

講師：三村一行先生

埼玉医科大学総合医療センター 総合診療内科・感染症科

副診療部長兼教育主任・講師、医学博士(東邦大学)

日本内科学会総合内科専門医・指導医、日本呼吸器学会専門医

Infection Control Doctor、臨床研修指導医。

○第2回

日時：2021年11月5日(金) 13:00~14:00

内容：小児科専門家視点から見た

ワクチン接種、デルタ株、子どもの感染の変化などについて

参加者：10名

講師：齋藤昭彦先生

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授、

副医学部長

1991年新潟大学医学部卒業。日本での小児科、米国での小児科、小児感染症の臨床のトレーニング後、2004年カルフォルニア大学サンディエゴ校小児科助教授。米国で臨床医として、研究者として、多くの

業績をあげる。2008年に帰国、国立成育医療研究センターを経て2011年より現職。専門は、小児感染症、特に小児の臨床ウイルス学、予防接種。NHKの「きょうの健康」、「総合診療医ドクターG」など、一般向けのテレビ出演も多数。現在、日本小児科学会理事、日本小児感染症学会理事などの要職を務める。

(2) NPO向けITを活用した広報宣伝

デジタル化に向けてサードセクター組織に対し、IT活用のためにSNSに関する基礎知識、活用方法などのセミナーを開催しました。

日時：2021年12月15日(水) 10:00～11:30

講師：丸山恵子 ウーマンネット(株)代表取締役

内容：お金をかけずにITを活用した広報宣伝、販促方法について詳しく解説しました。コロナ禍だからこそ上手くIT活用をして業務認知を高め、支援者賛同者を増やすための仕組みづくりについて説明をしました。

参加者：30名

(3) 「地域社会の課題に取り組む「ひと」を育てるビジネススクール」 (オンライン開催)

日程：2022年5月14日(土)、28日(土)、6月11日(土)

25日(土)、7月9日(土)

9:30～12:30 全5回 15時間

参加者：15名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	5/14 (土)	サードセクター組織とは	<ul style="list-style-type: none"> ・サードセクターへの期待 ・サードセクター組織の経営の特徴 	1.5	後房雄
		ツリー型ロジックモデルを活用しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデルの登場とツリー型ロジック・モデル・シートの開発 ・ツリー型ロジック・モデル・ 	1.5	後房雄

			シートの活用 ・ビジョンを言葉に (演習シート)		
第2日目	5/28 (土)	ツリー型ロジックモデルをつくろう	・ツリー型ロジック・モデル・シートの作り方 ・ビジョンを描こう	1.5	藤岡喜美子
		ツリー型ロジックモデルをつくろう(演習)	・長期成果の設定 ・中期成果の設定 ・事業から短期成果 ・新規事業を考える	1.5	藤岡喜美子
第3日目	6/11 (土)	ビジネス・モデル・シートをつくろう ~持続可能な収益構造を考えよう~	・ビジネスモデルの3類型と事例 ・ビジネス・モデル・シートとは ・ビジネス・モデル・シートのつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		ビジネス・モデル・シートをつくろう ~持続可能な収益構造を考えよう~	・ビジネスモデルシート ・作成演習	1.5	藤岡喜美子
第4日目	6/25 (土)	マーケティングとは	・商品・サービスのコンセプトづくり ・マーケティング ・広報戦略	1.5	藤岡喜美子
		会計の基礎	・会計がなぜ必要か ・会計の基礎	1.5	藤岡喜美子
第5日目	7/9 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	JACEVO 役員
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ	1.5	JACEVO 役員

講師

後房雄さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子さん

公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣

IT カレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) サードセクター組織の職員向け研修会

藍ちゃんの家

(3) 委員派遣

伊勢市公益活動促進委員副委員長

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルティングを実施しました。今期はコロナ禍において、新しい活動様式をうみだそうとするサードセクター組織を重点的にサポートしました。東京都、愛知県、三重県、香川県、熊本県において実施いたしました。

コンサルティング実績：25 団体

新しい活動様式を生み出す団体：12 団体

6) コンサルタント養成講座

日時：2022 年 2 月 20 日(日)、3 月 6 日(日) 9 時 30 分～18 時

場所：オンライン

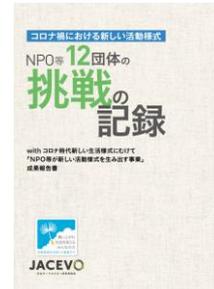
参加者：3 名

内容：ツリー型ロジック・モデル・シートの作成支援ができ、ビジョンに共感し、サードセクター組織を寄り添い支援ができる人材の養成講座です。資格認定の条件を満たされた方は JACEVO 認定コンサルタントの認定証を交付しました。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

(1) 新しい活動様式を生み出していく12のサードセクター一組織の報告書を公開しました。法人形態は、特定非営利活動法人、一般法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社と多様な法人形態です。



報告書はHPよりダウンロードできます。

https://jacevo.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/jacevo_kyumin.pdf

- File No.1 一般社団法人 アルバ・エデュ
- File No.2 特定非営利活動法人 くまもとスローワーク・スクール
- File No.3 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田
- File No.4 特定非営利活動法人 とちぎアニマルセラピー協会
- File No.5 特定非営利活動法人 Accept International
- File No.6 一般社団法人 EFC 防災・介護・トイレのバリアフリー
- File No.7 一般社団法人 たんぽぽの家
- File No.8 株式会社 リリムジカ
- File No.9 有限会社 ミューズプランニング
- File No.10 特定非営利活動法人 福祉サポートセンターさわやか愛知
- File No.11 特定非営利活動法人 胃癌を撲滅する会
- File No.12 特定非営利活動法人 ノッポの会

伴走支援員より

- ・成果報告会基調講師

法政大学大学院連帯社会インスティテュート 運営委員長・教授 柏木宏

- ・審査委員

近畿大学経営学部 教授 京都大学公共政策大学院 講師 吉田忠彦

四日市大学総合政策学部 教授 松井真理子

産業能率大学経営学部 教授 中島智人

- ・感染症対策専門家

埼玉医科大学総合医療センター総合診療内科・感染症科 副診療部長・教育主任・講師 三村一行

あいち小児保健医療総合センター 元副センター長 山崎嘉久

新潟大学大学院 医歯学総合研究科 小児科学分野 教授 齋藤昭彦

多摩ファミリークリニック院長 日本プライマリ・ケア連合学会 副理事長 大橋博樹

・指定活用団体

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 事務局長 鈴木均

(2) ロジックモデルの作成、活用についての事例の収集を行いました。20 団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに公開していきます。

2) 政府などへの提言活動

大田区社会福祉協議会、愛知県、三豊市などにサードセクター組織との協働について提言いたしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

日 時：2021年11月27日（土）17:00～18:00

場 所：パシオン TOKYO（東京都大田区大森北二丁目3番15号）

出席者：会員7名

定足数27名（正会員52名）に対し、出席者7名、議決権行使書2名、委任状22名、合計31名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第12期事業報告の承認に関する件

議長は法人12期（自2020年9月1日～至2021年8月31日）における事業状況を法人12期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第12期決算報告の承認に関する件

議長は法人12期（自2020年9月1日～至2021年8月31日）における決算状況を法人12期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

第3号議案 役員を選任について

議長は理事については、本定時社員総会の終結と同時に任期満了となるので、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、野々山理恵子、今村正治、岩岡ひとみの8名、監事として再任するものは山田尚武、小山章仁が新たに就任することを説明しました。新任の監事については、氏名、略歴、当協会との関係等について詳細な説明がなされました。なお、監事の大崎泰寛は、一身上の都合により、任期満了にて退任することが説明されました。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決した。

理事 田島 誠一（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 岩岡 ひとみ（任期：2021年11月27日～2023年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

監事 山田尚武（任期：2021年11月27日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

監事 小山章仁（任期：2021年11月27日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後 房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、野々山理恵子、岩岡ひとみ、小山章仁は、席上にて、即時就任を承諾しました。理事の今村正治、小西由美枝、監事の山田尚武は、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

（1）第1回理事会

日時：2021年11月14日（日）10:00～11:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人13期社員総会議案について承認されました。

協議事項：休眠預金の通常助成金の申請について協議されました。

（2）第2回理事会

日時：2021年11月27日（月）18:00～20:00

場所：東海支部事務所（名古屋市北区平安1-9-22）

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：会員の入会について承認されました。

会員の退会について承認されました。

協議事項：リレー討論会について協議されました。

(3) 第3回理事会

日時：2022年8月26日（金）19:00～20:00

場所：jacevo 東海支部 住所：名古屋市北区平安1-9-22 オンライン会議

出席者：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人14期事業計画について、原案通り承認されました。提言活動について意見交換がなされました。

法人14期収支予算書について、原案通り承認されました。

資金調達及び設備投資の見込みについて承認しました。

会員入会について承認されました。

監事より2020年度休眠預金助成金事業について、質問がなされ、適正に事業が完了されたことが確認された。

3. 経営戦略会議の開催

(1) 第1回経営戦略会議

日時：2022年2月9日（水）18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所

東京都大田区大森北二丁目3番15号 オンライン会議

出席者：田嶋誠一、後房雄、藤岡喜美子

内容：

(2) 第2回経営戦略会議

日時：2022年5月2日（月）18:00～19:00

場所：JACEVO 東京事務所

東京都大田区大森北二丁目3番15号 オンライン会議

内容：休眠預金の申請について、テーマと内容について議論しました。

(3) 第3回経営戦略会議

日時：2022年7月27日（水）18:00～19:00

場所：jacevo 東海支部

住所：名古屋市北区平安1-9-22 オンライン会議

内容：休眠預金の申請内容について議論しました。

職員の雇用について執行理事からの報告がありました。

4. その他

第12期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

第14期事業報告

2022年9月1日～2023年8月31日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて横断的につながり、互いに知見を学びあい(つなぐ)、互いに切磋琢磨して経営力を高め(伸ばす)、声をだし、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、日本が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たしながら連携し、多元的な社会の実現を目指すことを目的としています。

1. 事業に関する方針

サードセクター組織の経営者の能力開発事業 (つなぐ事業)

あらゆる地域や社会課題の解決をすべて“官”に委ねるシステムは、もはや持続不可能であることは誰もが認識しています。新しい発想と機動力、柔軟な知力と行動力で社会変革に挑戦するサードセクター組織の基盤強化と発展が不可欠です。JACEVO は「優れた経営を行うサードセクター組織」が増えることを目指し活動しています。そのサードセクター組織が直面する課題は経営能力であると考えます。NPO関係者はかつて「経営」という言葉に拒否反応を示し、違和感を持っていましたが、最近では行政、企業、NPO等3つのセクターすべてが「管理」や「運営」でなく「経営」という表現を使うようになってきました。

地域や社会の課題を認識し、人々を結集し、解決策を見つけるための「道」を示すための「サードセクター組織の経営者」を繋ぎ、ともに学び、時には愚痴を語りあい、互いの知見を交換する部会活動や年次大会を行いました。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業(伸ばす事業)

サードセクター組織の経営は、「ビジョンを設定し、ビジョン達成のために経営する」それは利益をだすことが目的でなく、ビジョン設定のために持続的な事業を行い「なんとかする」ということです。利益は結果としてだしていきます。

そして企業とNPO等は事業を行う組織であるという点で変わりはなく、事業を成功・発展させていくために必要な要素も共通点多くあります。例えば、優れた経営を持続させるためのコーポレート・ガバナンス、透明性、説明責任が強く求められます。新事業の展開では、マーケティング、広報なども積極的に行うことが必要です。こうした経営努力はNPO等にも求められるものです。小規模のNPOでは、まず組織体制の

構築や適正な会計処理といった基本的なことが必要でしょう。さらに、社会的インパクトを増大させるためには、中期的戦略をたてる必要があります。組織の基盤強化のためには、持続可能な収益構造をつくることが不可欠です。単発の寄付に頼っているだけでは、経営はできません。サードセクター組織の経営者が有する資質を伸ばし、サードセクター組織の経営者にとって有効なセミナーや講座を実施しました。

サードセクターの在り方に関する調査、研究と提言事業(提言する事業)

ソーシャルインパクト評価は明確な目標を設定し、その進捗をモニタリングし、改善するためのツールとして役割が協調されています。そして具体的なツールとしてロジックモデル(以下LMという)が注目されています。LMはいろいろありますが、ツリー型ロジック・モデル・シート(以下TLMという)は当法人の後房雄が2005年に開発し、ガバナンスという雑誌に発表しています。また、作成方法については多くの皆様にご活用いただき、ブラッシュアップしていただきたく「稼ぐNPO」にて公開しています。

ところが、最近非常によく似たツールが公表されるようになってきました。表面的に模倣するとTLMは単なるLMの集合体となってしまいます。TLMは複数の事業(事業群)によって、ある程度大きな課題、ビジョン(将来実現しようとする状態)、目標を達成するという因果関係の全体像を1枚の図に示したものです。よってTLMはLMを集めたものとは質的に異なります。特に単線のLMは「事業ありき」「事業の正当化」のツールとして使われる可能性があります。誤った理解や表面的な模倣はソーシャルインパクト評価の役割を果たすどころか、サードセクター組織の良さを削いでいくツールとなってしまいます。

そこで、当協会が積極的にTLMの作成支援を行い、広く社会にその意味や意義を伝える準備を行いました。次年度はソーシャルインパクト評価とTLMについてのブックレットを作成し、現在のソーシャルインパクト評価に一石を投じます。

2. 運営に関する方針

本部と東海支部が連携し、全国各地のサードセクター組織の経営者と連携を取りながら、日本全国でのサービス展開を図り、JACEVOの理念実現に向けて活動していきます。

II 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は 2010 年より開催しています。先駆的な活動をしているサードセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話しを聞いたり、互いの経験を交流しました。

(1) とことん SNS 活用 AtoZ セミナー

iSB 公共未来塾卒業生による企画です。

サードセクター組織こそ、広報戦略が必要です。SNS を本格的に活用し始めてから 3 年 4 ヶ月で、SNS の延べフォロワー数 12000 人を達成し、SNS を通した売り上げが 20 倍になった講師が、楽しみながら継続できる SNS 活用術を惜しみなくお伝えしました。

日程：2022 年 10 月 2 日(日)、11 月 13 日(日)、12 月 4 日(日)13:00~15:00

講師：大巳りささん

(株) エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa

参加者：7 名



大巳りささん 株式会社エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa 2006 年大手料理教室パン講師を経て、2009 年 1 月より自宅での天然酵母パン教室 Bread Salon Lisa 主宰。外部レッスン、各メーカーへのレシピ商品開発、一流シェフの講習会主催。

2020 年 6 月 7 日東急多摩川線矢口渡駅前にて、「安心安全なこだわりの素材のパンで健康になってほしい」という願いから天然酵母パン Bread Salon Lisa をオープン。SNS 活用の魔術師との定評があります。昨年より始めた小さなパン屋さん開業サポートは、東京をはじめ他県の方からの依頼も多くあります。今年度より「天使の指」と題して障がい者のかたとともに、パンづくりに挑戦しています。

(2) ギフテッド教育への招待 2022・2023

会員による企画です。

「専門家に聞くシリーズ」知りたい「ギフテッド」とはどんな子どもなの？
ギフテッドの子どもに必要な指導とは？子どもたちの個性を伸ばすには？

教育に携わる方々が知りたいことについて、教育学、発達心理学の専門家にお聞きしました。

【第1回】”子どもの「できた！」を支援する”

日程：2022年11月11日(金) 20:00～21:00

講師：愛媛大学教育学部教授 隅田学先生

参加者：50名

【第2回】「ギフトッドの子どもの気持ちの理解」

日程：2023年1月20日(金) 20:00～21:00

講師：上越教育大学大学院教授 角谷詩織先生

参加者：55名



(3) こども政策の新たな推進

こども政策の新たな推進～子ども家庭庁設置でどう変わる～

2022年6月、政府は「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」という3つの法律を成立・交付し、2023年4月にはこども政策のリーダーの役割として、こども家庭庁を設置しました。こども家庭庁の設置によって、政府の政策はどのように変わるのでしょうか。こども家庭庁の準備室の参事官からお話をお聞きし、政策について意見交換しました。

また、こどもを取り巻く課題は多様化・複雑化・深化が進み、政府・行政がすべての課題に対してきめ細かく対応することは事実上困難なものになってきています。愛知県は2004年、行政とNPOの協働のルールブックを全国に先駆けて制定し、知事と各NPOが署名し、協働を推進してきました。サードセクター組織と政府・行政との協働についても考えました。

日時：2023年12月15日(木) 15時～17時

場所：NPOプラザなごや（〒462-0819 名古屋市北区平安1-9-22 3階会議室）

参加者：15名

「こども家庭庁の政策について」

山口正行氏内閣官房こども家庭庁設立準備室内閣参事官

意見交換

2) 年次大会

(1) 多角的福祉事業体の創出事業フォーラム

JACEVO では介護保険制度・障害者総合支援法・子ども子育て支援法等に基づくバウチャー制度を活用し、利用者目線で多角的に経営し、さらには制度外のサービスをも持続的に提供することを可能とする経営を行う事業体の支援をしました。

高齢者、障がいのある方、こども、外国人などの「困った」を、独自の工夫で、地域資源を活かし、制度内サービスを活用し、稼ぐ事業も行い、あるいは持続可能な寄付を仕組みをつくり、対価を得にくい制度外サービスも提供できる多角的福祉サービスを産みだす民間事業体創出を目指すフォーラムを開催しました。

日程：2023年1月22日（日）13:00～15:30

会場：オンライン

参加者：76名

内容：

13:00～13:10 開会挨拶、趣旨説明

後房雄（公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事）

13:10～13:40 「気軽に（笑）」から始め21年福祉は赤字でもやらなきゃと黒字事業もやり190人を雇用する多角的福祉サービス事業体へ」
湯浅しおりさん（特定非営利活動法人あいあい理事長）

13:40～14:10 「親子の笑顔と未来のために動いたら」

野口比呂美さん

（特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド代表）

14:10～14:20 休憩

14:20～15:30 パネルディスカッション

「多角的福祉サービスを提供する事業体への期待と広がり」

パネラー 湯浅しおりさん、野口比呂美さん、藤岡喜美子

コーディネーター 後房雄

スピーカープロフィール

■湯浅しおりさん



特定非営利活動法人あいあい理事長

2児の母。2000年、16年続けた看護師から「気軽な気持ちで(笑)」介護職へ転職。尾鷲じゅうを営業に回り、勝手にチラシを作って配り、東京の本社を困惑させたという逸話がある。「面白いこと1回やってみたいよね」の精神で副理事を含めた少数のメンバーとNPO法人を立ち上げ、2001年に独立スタート。現在はスタッフ240名の規模に育てあげた。東日本大震災をきっかけに、津波避難ビルを兼ねた7階建ての介護・障害者支援施設を2013年に建設。

■野口比呂美さん



特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド代表

特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会副理事長

山形市在住。1991年長女を出産後、育児サークルを結成。1998年、育児サークルのネットワーク「やまがた育児サークルランド」(2003年NPO法人)を立ち上げ代表となる。子育てしやすい地域づくりをめざし、育児サークル・子育てNPO支援、育児情報提供、保育、女性の人材育成、調査研究等の活動を展開している。2002年より山形市の中心市街地にて『子育てランドあ〜べ』(地域子育て支援拠点・一時預かり)を運営。東日本大震災後は、おもに福島からの避難家庭支援に幅広く取り組んだ。2014年～山形大学小白川キャンパス保育所、山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」(2017より指定管理)を運営。人材の育成にも興味を持ち、山形県社会教育委員、山形市教育委員などを経験。2014年から「マザーズジョブサポート山形」を山形県より受託。産業カウンセラーキャリアコンサルタント。

■後 房雄

公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

愛知大学地域政策学部教授

名古屋大学名誉教授

専門は、政治学、行政学、NPO論。福祉国家と非営利セクター、自治体改革論などが研究テーマ。愛知県東海市において、市民参画、行政経営ができる総合計画作成支援を行い、その後、複数の自治体で政策アドバイザーを務める。著書に「NPOは公共サービスを担えるか」(法律文化社、2009年)、共著に「稼ぐNPO～利益をあげて社会的使命へ突き進む～」(株式会社カナリアコミュニケーションズ、2016年)、「現代日本の市民社会」(法律文化社2019年)、訳書に『準市場 もう一つの見えざる手 ～選択と競争による公共サービス～』等。

■藤岡喜美子

公益社団法人日本サードセクター経営者協会（JACEVO）執行理事

東京海上火災保険（株）勤務、専業主婦になったあと、30代で婦人会長、福祉ボランティア団体を複数立ち上げ、その後地区推薦の町議会議員を務める。公益社団法人日本サードセクター経営者協会設立中心メンバー。市民、行政、企業の3つのセクターに身をおいた経験から新しい社会システム構築に向けての政策提言や活動を行う。複数の自治体で政策アドバイザーを務める。約1000件の起業支援実績がある。内閣府新しい公共の推進会議委員、中小企業庁 NPO 等新たな担い手に関する研究会委員、地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会委員、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」研究委員等政府委員歴任。著書「ここがコミュニティ」市民フォーラム21・NPOセンター2007年「サードセクター組織のためのビジネスモデルワークブック」JACEVO2011年。早わかり子ども子育て支援新制度（ぎょうせい）、「稼ぐNPO～利益をあげて社会的使命へ突き進む～」2016年株式会社カナリアコミュニケーションズ。「こどもと女性が安心できる任意の小規模避難所開設のためのハンドブック」2023年一般社団法人こども女性ネット東海。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のための起業塾（10コマ）を2回、事業計画書作成セミナー2回、業種別セミナーを5回、販路拡大交流会1回開催しました。起業塾はビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型で開催しました。

（1）創業支援/事業計画書作成支援セミナー（オンライン開催）

日程：2022年9月22日（木）、29日（木） 9:00～12:30

参加者：23名

9月22日 （木）	創業支援セミナー	ビジョンを描く 商品サービスのコンセプトづくり	小久保和人さん
		創業に必要なマーケティングの知識 創業前に考えること・準備すること	小久保和人さん
9月29日 （木）	事業計画作成 セミナー	会計の基礎、収支計画のつくりかた	西武信用金庫
		事業計画作成のツボとコツ	西武信用金庫

講師

小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
益子智佳さん 株式会社コンサルート

(2) 販路拡大・交流会 (オンライン開催)

日程：2022年10月12日(水) 13:30~16:30

参加者：19名

【第1部】 SNSの活用について	売上を20倍にしたSNS活用術 ・SNS基本的なテクニック ・SNS運営のコツ	大巳りさ
【第2部】 交流会	起業家による活動紹介と交流 「競争」から「共創」へ	藤岡喜美子

講師

大巳りささん エスキュリ・インスティテュート代表取締役 Bread Salon Lisa
江原明彦さん 日本政策金融公庫五反田支店 融資第二課長/中小企業診断士
小久保和人さん KOK コンサルティング代表/中小企業診断士
藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
立山恵子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会

(3) 業種別セミナー【社会を支えるソーシャルビジネス】 (オンライン開催)

日程：2022年10月29日(土)13:30~16:30

参加者：18名

内容

13:30~14:00 「ソーシャルファームへの期待」
藤岡喜美子
公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

14:00~14:40 「障がいのあるかたとともに、地域づくり」
大屋幸子さん 株式会社大鵬 代表取締役

14:40~15:20 「障がいがあると働けないの？」
富澤 泉さん 合同会社いづみカンパニー代表

15:30~16:30 パネルディスカッション「ソーシャルファームの広がり」
パネラー 大屋幸子さん、富澤泉さん、城南信用金庫
藤岡喜美子
コーディネーター 後房雄
公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

(4) 女性向け創業支援/事業計画書作成支援セミナー (オンライン)

日程：2022年11月25日(金)、12月2日(金) 9:30~12:30

参加者：20名

11月25日 (金)	創業支援セミナー	ビジョンを描く 商品サービスのコンセプトづくり	小久保和人
		創業に必要なマーケティングの知識 創業まえに考えること・準備すること	小久保和人
12月2日 (金)	事業計画作成 セミナー	会計の基礎、収支計画のつくりかた	昭和信用金庫
		事業計画作成のツボとコツ	昭和信用金庫

講師

小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事
 武田直也さん 昭和信用金庫 創業者支援施設スタートアップえびす
 インキュベーションマネージャー

(5) 業種別セミナー【保育サービスの課題と可能性】 (オンライン)

子育て関連の新規マーケットについて～こども家庭庁の創設に伴って～

日程：2023年1月27日(金) 13:00~16:00

参加者：4名

内容

13:00~13:45 「子ども子育て関連の制度の流れ」
 佐藤純子さん 流通経済大学 社会学部社会学科教授
 NPO 法人 日本プレイセンター協会理事長
 13:45~14:30 「保育起業家による事例報告と今後の経営戦略」
 宮武慎一さん 社会福祉法人調布白雲福社会理事長
 14:30~16:00 「どうなる！どうする子育て分野の事業」
 トークセッション(鼎談)
 佐藤純子さん、宮武慎一さん、藤岡喜美子

(6) 業種別セミナー【新時代を迎えるネットビジネス】 (オンライン)

商品やサービスをネットで販売したいけど、何を準備すればよいか
 わからない方のための EC 販売セミナーです。

始めるには悩みも多い方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

10年以上中小企業のインターネットを活用した販路開拓支援、DX 支援

に従事している講師が詳しく解説しました。

日程：2023年2月24日（金） 9:30～12:30

参加者：9名

講師：丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役

(7) DX等活用セミナー「PEST分析に使えるテキストマイニング」（オンライン）

ビジネスの置かれている環境を知るために必要なPEST分析ですが、それはどのように行えばいいのでしょうか？

その問いに答えられるようになるのがこのセミナーの目的です。

PEST分析がどのようなものかは分かっていますが、その詳しい方法は誰も教えてくれません。その理由は、調べるべき情報が多すぎる事と、調べる人による解釈が曖昧な事です。そこで、曖昧な情報を大量に分析する事に適したテキストマイニングを使う事で、誰でも効率的にPEST分析を行う方法を身につける事ができます。

日程：2023年3月14日（火） 13:30～16:30

参加者：9名

講師：金井伸也さん

専門学校東京テクニカルカレッジ データサイエンス+AI科 科長
修士（理学）、修士（経営学）

(8) 「城南創業スクール」（ハイブリット開催）

日程：2023年7月7日（金）、21日（金）、28日（金）

8月4日（金）、18日（金）13:00～16:00 全5回 15時間

参加者：11名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1日目	7月7日（金）	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	千葉駿介
第2日目	7月21日（金）	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人

第3日目	7月28日 (金)	必要な資金と資金調達(1) 資金計画、収支計画の作り方 金融機関が見るポイント	・創業時必要な資金 ・資金計画、収支計画 ・資金調達、資金繰り	2.0	竹山裕介
		必要な資金と資金調達 (2)	・資金調達(クラウドファンディング) ・資金調達(補助金)	1.0	城南信用金庫
第4日目	8月4日 (金)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5日目	8月18日 (金)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	城南信用金庫 日本政策金融公庫 藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランのブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	城南信用金庫 日本政策金融公庫 藤岡喜美子 小久保和人

講師

千葉駿介さん	株式会社 neoAI CEO
小久保和人さん	KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
竹山裕介さん	日本政策金融公庫五反田支店 融資第二課長中小企業診断士
丸山 恵子さん	WOMANET 株式会社 代表取締役
城南信用金庫	経営サポート部
藤岡喜美子さん	公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(9) 「女性向け創業セミナー」 (オンライン開催)

日程：2023年8月5日(土)、12日(土)、19日(土)、26日(土)、
9月9日(土) 9:30~12:30 全5回 15時間

参加者：13名

日程	テーマ	講座概要	実施時間	講師
第 8月5日	ビジネスとは何か	・ビジネスとは何か	1.5	藤岡喜美子

1 日 目	(土)	ビジョンを可視化する	・ビジョンを可視化する		
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	界外亜由美
第 2 日 目	8月12日 (土)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第 3 日 目	8月19日 (土)	会計の基礎 収支計画につくりかた	・会計とは何か ・収支計画のつくりかた	1.5	藤岡喜美子
		資金繰り表の作り方 必要な資金と資金調達	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・資金繰り	1.5	藤岡喜美子
第 4 日 目	8月26日 (土)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第 5 日 目	9月9日 (土)	ビジネスプランの発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

界外亜由美さん mugichocolate 株式会社 代表取締役
小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役
藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(10) 業種別セミナー【保育サービスの課題と可能性】(オンライン)

2023年4月にはこども家庭庁が新設され、新たな政策が推進されていきます。保育園の運営、保育園種類や制度の基本的なこと、基準のこと、保育内容のこと、使える補助金のことについてお話いただきます。保育園を開業し

たい方・関心がある方子育て支援を行いたい方のために、創業経験者から具体的なお話をしてもらいます。

日程：2023年8月27日(日) 13:00～16:00

参加者：3名

講師：小西由美枝さん はぐはぐキッズ株式会社代表取締役

2) フルコストリカバリーセミナー

iSB 公共未来塾や講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

(1) 持続可能な収益構造のためのセミナー【ハイブリット】

【1日目】

日時:2023年7月26日(水) 12:30～14:30

参加者：オンライン11名、会場11名

内容：

12:30～13:30 「日本における行政と NPO との協働と多角的福祉サービスの必要性」

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

13:30～14:30 「制度内サービスと制度外サービスを提供し、

どのように相乗効果を生み出すか」

丸山 冬芽さん NPO 法人福祉サポートセンター さわやか愛知 副理事長

さわやかタウン施設長 養成 共 育部 管理者

【2日目】

日時:2023年7月27日(木) 10:00～12:00

参加者：オンライン6名、会場11名

内容：

10:00～ 11:00 「休眠預金評価システムの現状と成果を生み出す評価制度へ」

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

11:00～12:00 「指標の設定と現状値の測定」

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣 通年

IT カレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) 起業セミナー

場所：emCAMPUS STUDIO

内容：あなたの『好き』を『仕事』にする

日時：2022年9月18日（日）13:00～15:00

講師：藤岡喜美子

参加者：28名

(3) NPOセミナー

場所：武蔵野プレイス

内容：NPOのビジネスモデルとフルコスト

日時：2022年9月18日（日）13:00～15:00

講師：後房雄

参加者：26名

(4) 蕨市協働セミナー

日時：2023年8月3日（木）13:30～15:00

場所：蕨市中央公民館

内容：「協働の基礎知識」

参加者：30名 職員、市民

(5) 委員派遣

伊勢市公益活動促進委員副委員長

委員：藤岡喜美子

5) コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルテ

イングを実施しました。今期は多角的福祉サービスを創出するサードセクター組織を重点的にサポートしました。福島県、東京都、三重県、奈良県、兵庫県において実施いたしました。

コンサルティング実績：35 団体

多角的福祉サービスを創出する事業体：6 団体

6) コンサルタント養成講座

日時：2023 年 4 月 16 日(日)、4 月 23 日(日) 9：30～18:00

場所：オンライン

参加者：5 名

内容：ツリー型ロジック・モデル・シート（TLM）の作成支援ができ、ビジョンに共感し、サードセクター組織を寄り添い支援ができる人材の養成講座です。資格認定の条件を満たされた方は JACEVO 認定コンサルタントの認定証を交付します。課題の TLM を提出された 3 名が今後上席コンサルタントのコンサルティングに同席します。

3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

ツリー型ロジック・モデルシートの事例の収集を行いました。20 団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに公開の準備をしました。

2) 政府などへの提言活動

大田区、愛知県にサードセクター組織との協働について提言いたしました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非

営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

日 時：2022年11月12日（土）18:00～19:00

場 所：パシオンTOKYO/オンライン

出席者：7名

定足数29名（正会員59名）に対し、出席者7名、議決権行使書6名、委任状23名、合計36名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第13期事業報告の承認に関する件

議長は法人13期（自2021年9月1日～至2022年8月31日）における事業状況を法人13期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第13期決算報告の承認に関する件

議長は法人13期（自2021年9月1日～至2022年8月31日）における決算状況を法人13期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

第3号議案 役員を選任について

議長は理事については、本定時社員総会の終結と同時に任期満了となるので、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡

喜美子、池本修吾、小西由美枝、野々山理恵子、今村正治、岩岡ひとみの8名、監事として再任するものは山田尚武、小山章仁の2名。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決した。

理事 田島 誠一(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

理事 岩岡ひとみ(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

監事 山田尚武(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

監事 小山章仁(任期:2022年11月22日～2024年度定時社員総会終結の時)選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、山田尚武、小山章仁は、席上にて、即時就任を承諾しました。理事の今村正治、野々山理恵子、岩岡ひとみは、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

(1) 第1回理事会

日時:2022年10月29日(土)18:00～19:00

場所:JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22)

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席 名、欠席 名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

決議事項：法人14期社員総会議案について承認されました。

会員入会について承認されました。

協議事項：公益法人としての経営方針について意見交換がなされた。

（2）第2回理事会

日時：2023年2月13日（金）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

審議事項：R4年休眠預金活用事業「多角的福祉事業創出」採択団体について
会員入会について

協議事項：公益財団法人認定委員会報告について

一般財団法人日本民間公益活動連携機構の評価制度について

（3）第3回理事会

日時：2023年4月19日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：岩岡理事辞任について

2022年度休眠預金活用事業審査結果公表について

協議事項：2023年度休眠預金活用事業申請について

JANPIA 評価の手引書について

（4）第4回理事会

日時：2023年7月5日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数5名、出席6名、欠席2名、監事1名

報告事項：岩岡理事辞任について

2022年度休眠預金活用事業進捗状況について

2023年度東京都創業スクール予定について

審議事項：役員変更について承認されました。

協議事項：2023年度休眠預金活用事業申請について

JANPIA 評価の手引書について

(5) 第5回理事会

日時：2023年8月21日(月) 19:00~20:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数4名、出席6名、欠席1名、監事1名

報告事項：代表理事後房雄、執行理事藤岡喜美子より JNAPIA が作成した評価手引書について、現在意見交換をしていることが報告された。

審議事項：法人15期事業計画について承認されました。

法人15期収支予算書について承認されました。

資金調達及び設備投資の見込みについて承認されました。

3. 経営戦略会議の開催

(1) 第1回経営戦略会議

日時：2022年12月2日(金) 18:00~19:00

場所：JACEVO 東京事務所(大田区大森北二丁目3番15号) / オンライン

出席者：田嶋誠一、後房雄、藤岡喜美子

内容：休眠預金事業における評価の進め方について議論しました。

(2) 第2回経営戦略会議

日時：2023年1月12日(木) 18:00~19:00

場所：JACEVO 東京事務所(大田区大森北二丁目3番15号) / オンライン内容：

内容：休眠預金の申請について、テーマと内容について議論しました。

(3) 第3回経営戦略会議

日時：2023年2月22日(水) 18:00~19:00

場所：JACEVO 東海支部(名古屋市北区平安1-9-22) / オンライン

内容：休眠預金をコンソーシアムで申請するかどうか議論しました。

職員の雇用について執行理事からの報告がありました。

4. その他

第14期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和5年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会

第15期事業報告

2023年9月1日～2024年8月31日

公益社団法人

日本サードセクター経営者協会

I 基本方針

サードセクター組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて横断的につながり、互いに知見を学びあい(つなぐ)、互いに切磋琢磨して経営力を高め(伸ばす)、声をだし、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、日本が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たしながら連携し、多元的な社会の実現を目指すことを目的としています。

1. 事業に関する方針

サードセクター組織の経営者の能力開発事業（つなぐ事業）

2024年1月1日に石川県能登地方を震源とした能登半島地震が発生しました。2024年8月時点で、死者は341人（うち災害関連死112人）、全壊家屋は6,273棟にのぼります。道路や水道管などのインフラは甚大な被害を受けました。被害が甚大であることに加えて、山間地を結ぶ道路が各地で寸断されており、インフラや住居の再建には時間を要するため、震災前の生活に戻るには困難を要します。

被災地では、NPOなどの専門的な技能や資格を活かした活動が実施されています。たとえば、重機や動力機材の活用した、瓦礫の撤去、家屋内清掃、看護・福祉分野での活動、心のケアなどが挙げられます。

長期にわたり、道路が寸断されていることが原因による、買い物難民問題、孤立孤独化問題、復興への困難さによる不安、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、心身のケア、生きがいづくり、コミュニティ形成の促進などの支援を行うことが大切です。

平時の日本は「大きな政府」から「小さな政府」へとその潮流において、政府・行政だけでなく、NPOや企業、学校などが連携・協力し社会問題を解決しています。ところが災害救助法には「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする」とあります。能登半島地震の被災地支援においては交通事情のことは要因の一つではありますが、災害支援においては、海外に比べ明らかに遅れが生じています。行政には限界があるとし、その先は多くNPO等やボランティアの活動が担っています。今後の災害支援においては、平時において官民連携の仕組みをつくること、専門性の高いサードセ

クター組織の存在とその連携が重要ではないでしょうか。

平時それぞれの地域で活動しているサードセクター組織がゆるやかに繋がっていることで、災害時にその専門性と機動力を発揮し、被災者支援を行い、災害発災後の被災地のまちづくりにも継続して取り組んでいくことができます。

能登半島地震被災地支援においては、多様で多彩なサードセクター組織が連携・協力し活動できるように、ボランティア活動のために、氷見市の協力のもと、宿泊したり、情報交換ができる拠点の整備を行い無料で提供しました。

今後もサードセクター組織のリーダーの繋がりを強化していきます。

サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業 (伸ばす事業)

多角的福祉事業の創出

福祉分野では、介護保険制度、障害者総合支援法などを活用し、サードセクター組織が制度内サービスと制度外サービスを組み合わせ利用者目線のサービスの提供をしています。ただし、こども分野や、就労支援に関しては縦割りのサービスにより、利用者の自立に向けた、ひとり一人に寄り添ったサービスが提供できていないのが現状です。法人15期においても法人14期に引き続き、特にこども分野や就労支援分野で多角的サービスを創出できるサードセクター組織の基盤強化支援を行いました。

ソーシャルファーム支援事業

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。「ソーシャルファーム」は、1970年代にイタリアで誕生しました。海外には、「ソーシャルファーム」と呼ばれる社会的企業が多数存在しています。

「ソーシャルファーム」は、障がい者や障がい者手帳を持っていない方や引きこもり、難病患者、ひとり親、元受刑者など、一般企業では就業困難な人々を雇用する社会的企業です。「ソーシャルファーム」は、就労支援施設等の福祉施設と一般企業との間に位置づけられ、「第三の雇用の場」として定義されています。ソーシャルファームを日本で広げるために、好事例の調査をしたり、セミナーなどを開催しました。

サードセクターの在り方に関する調査、研究と提言事業

(提言する事業)

サードセクター組織に対しては、社会課題解決に実質的に貢献し、社会課題が解決されることによって生まれる「社会の価値」を創出することが期待されています。サードセクター組織が活動し生み出す社会的価値の「見える化」を図ります。

また休眠預金の活用においてもソーシャルインパクト評価の必要性が唱えられ、現在一般財団法人日本民間公益活動連携機構（通称 JANPIA）においてもソーシャルインパクト評価が推進されています。ただし、いまだ混迷しているのではないかと思います。

JACEVO では、2005年にツリー型ロジックモデルシート（TLM）を公表し、基礎自治体の行政経営を推進するための行政評価に活用したり、サードセクター組織の経営支援に活用してきています。開発者として、ツリー型ロジックモデルシート（日本財団、JANPIA においては事業設計図としている）の適切な活用を提言していきます。

また、日本においてもアメリカのベネフィット・コーポレーションやイギリスのCIC「Community Interest Company」日本語訳では「コミュニティ利益会社」について継続して議論されています。CICの意義は、「利益を社会的課題の解決に使う会社」ということです。特徴として、「アセットロック」があります。日本において、これらの考え方が制度化されていくことが期待されます。当法人としても引き続き提言活動を行っていきます。

2. 運営に関する方針

本部と東海支部が連携し、全国各地のサードセクター組織の経営者と連携を取りながら、日本全国でのサービス展開を図り、JACEVO の理念実現に向けて活動していきます。

II 事業報告

1. サードセクター組織経営者の能力開発事業

1) 部会活動

iSB 公共未来塾は2010年より開催しています。先駆的な活動をしているサー

ドセクター組織の経営者や iSB 公共未来塾の卒業生をゲストに招いてお話しを聞いたり、互いの経験を交流しました。

(1) 地域部会 (三豊市)

日程：2023年9月24日(日) 13:00~15:00

場所：三豊市栗島開発総合センター

内容：NPOの活動の自立にむけて意見交換しました。

参加者：19名

(2) 地域部会 (三豊市)

日程：2024年7月6日(土) 13:30~17:00

場所：みとよ未来創造館

内容：まちづくり推進隊の役員や事務局員が集まり、NPOの経営について学び、今の三豊の課題、有効な事業についてワークショップを行い、今後の戦略を検討しました。

参加者：32名

2) 年次大会

(1) 2023年9月3日(日)と2023年9月10日(日)にソーシャルファームセミナーを開催し、ソーシャルファームの意味や意義を広く発信し、次期にソーシャルファームをテーマとして年次大会を開催いたします。

2. サードセクター組織の自立的・効率的経営に向けた支援事業

1) 地域社会雇用創造事業

社会性重視の経営を行う起業家の支援のためのセミナー(10コマ)を1回、セミナーを2回、交流会1回を開催しました。セミナーはビジョンを描き、事業コンセプトを整理していく参加型で開催しました。

(1) シニア向けセミナー (オンライン開催)

日程：2023年8月31日(木)、9月7日(木)、14日(木)、
21日(木)、28日(木) 全5日間

参加者：6名

日程		テーマ	講座概要	実施時間	講師
第1 日目	8月31日 (木)	ビジネスとは何か ビジョンを可視化する	・ビジネスとは何か ・ビジョンを可視化する	1.5	藤岡喜美子
		事例から学ぶ起業体験談	・起業家体験談 ・起業の心構え	1.5	大巳りさ
第2 日目	9月7日 (木)	商品サービスのコンセプト作り	・事業ドメイン ・顧客の価値を考える ・環境を分析する	1.5	小久保和人
		マーケティングとは	・提供先を決める ・付加価値をつける	1.5	小久保和人
第3 日目	9月14日 (木)	会計の基礎 資金繰り	・会計とは何か ・資金繰り	1.5	西武信用金庫
		必要な資金と資金調達 収支計画について	・創業時必要な資金 ・資金調達 ・収支計画の作り方	1.5	西武信用金庫
第4 日目	9月21日 (木)	広報戦略	・広報戦略の基礎 ・WEBマーケティング	1.5	丸山恵子
		プランをつくる	・5W1H ・スケジュールを立てる	1.5	藤岡喜美子
第5 日目	9月28日 (木)	ビジネスプラン の発表	・ビジネスプランの発表	1.5	藤岡喜美子 小久保和人
		ビジネスプランの ブラッシュアップ まとめ	・コメンテーターと受講生 によるブラッシュアップ ・ビジネスモデルとは	1.5	藤岡喜美子 小久保和人

講師

大巳りささん エスキュリ・インスティテュート代表取締役
 小久保和人さん KOK コンサルティング代表・中小企業診断士
 丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役
 益子智佳さん 中小企業診断士
 藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(2) 社会を支えるソーシャルビジネスへの期待 (オンライン開催)

日程：2023年9月3日(日) 13:00~16:00

参加者：21名

13:00~14:00	「インドの女性の自立のために仕事をつくる～単身インドへ～」 廣中桃子
14:00~14:30	「ソーシャルビジネスへの期待」 後房雄
14:30~15:00	「ソーシャルビジネスの経営」 藤岡喜美子
15:00~16:00	パネルディスカッション「ソーシャルビジネスの広がり」 廣中、後、藤岡

講師

廣中桃子さん 合同会社 nimai-nitai 代表

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(3) 販路拡大セミナー (オンライン開催)

日程：2023年9月20日(水)13:00~16:00

参加者：4名

日程	テーマ	講座概要	実施時間	講師
9月20日 (水)	【第1部】 Webマーケティングについて	<ul style="list-style-type: none"> ■Webマーケティングの基礎知識 ■Webマーケティングの成功事例紹介 ■代表的なWebマーケティングの種類とその使い分け (SNS運用、Web広告、SEO対策、MEO対策、メールマーケティングなど) ■集客できるサイトと集客できないサイトの違い 	1.5	田端 翔太

	<p>【第2部】 Webマーケティングの具 体的な手法</p>	<p>■受講生の皆様からの質疑応答 受講生の方の具体的な Web マーケテ ィングの手法について助言 (2人～3人)</p>	<p>1.5</p>	<p>田端 翔太 藤岡喜美子</p>
--	---	--	------------	------------------------

講師

田端 翔太さん 株式会社アウトカム 代表取締役
藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

(4) DX 等活用セミナー (オンライン)

日程：2023年9月23日(土) 13:00～16:00

参加者：3名

内容

- ・なぜ今 IT 活用が必要なのか？
- ・顧客の購買行動(B to B/B to C)
- ・効果的な PR とは？
- ・情報発信について考える
ペルソナ設定、テーマと目的、投稿計画
- ・創業に必要な WEB サービス
ホームページ、EC, 各種 SNS 活用について
- ・販促活用事例

講師

丸山恵子さん WOMANET 株式会社 代表取締役

2)フルコストリカバリーセミナー

セミナーや講師に招かれたときに、フルコストとは何かという理解、フルコストの回収の必要性を啓発しました。

3) 自主セミナー

多様性を活かす社会的企業ソーシャルファームセミナー
(オンライン開催)

日程：2023年9月10日(日) 13:00～16:00

参加者：13名

13:00～13:30	働くことに困難を抱えている人の現状と今後の展望 ～日本各地の取り組みから学ぶ～ 藤岡喜美子
13:30～14:10	ソーシャルファームとは 山本あずみ
14:10～14:50	花を通じて誰もが輝ける社会へーAPPLAUSE GARDENの取り組みー 光枝茉莉
15:00～16:00	パネルディスカッション「ソーシャルビジネスの広がり」 山本、光枝、藤岡、後

講師

山本あずみさん 公益財団法人 東京しごと財団

光枝茉莉子さん 一般社団法人アプローズ 代表理事

後房雄 公益社団法人日本サードセクター経営者協会代表理事

藤岡喜美子 公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事

4) 講師派遣事業

(1) 日本工学院専門学校への講師派遣 通年

ITカレッジ情報ビジネス科にて、学生がグループに分かれ、地域や社会の課題を解決するためのビジネスプランの作成を支援しました。

(2) 助成金活用講座

場所：青森県民福祉プラザ 大研修室

内容：助成金の獲得・活用ポイント講座・初級編

日時：2023年12月10日(日) 10:00～12:00

講師：藤岡喜美子

(3) 女性向け起業講座

場所：港区男女平等参画センターまたはオンライン

内容：ソーシャルビジネスを知る！社会課題の解決を目指して

日時：2024年1月13日（土）、20日（土）、2月3日（土）10:00～12:00

講師：藤岡喜美子

（4）御殿場市協働セミナー

場所：御殿場市役所

内容：市民活動団体の自走化や、自立した運営

日時：2024年7月30日（火）13:30～15:30

講師：藤岡喜美子

（5）蕨市協働セミナー

場所：蕨市役所

内容：協働の基礎知識 について

日時：2024年8月21日（水）13:30～15:00

講師：藤岡喜美子

5）コンサルティングの実施

理事、正会員、及び JACEVO 認定コンサルタントによる、フロントラインのサードセクター組織の経営者対し、成果を生み出す組織としての経営コンサルティングを実施しました。今期は多角的福祉サービスを創出するサードセクター組織を重点的にサポートしました。福島県、東京都、三重県、奈良県、兵庫県において実施いたしました。

コンサルティング実績：21 団体

多角的福祉サービスを創出する事業体：6 団体

特定非営利法人 a little

「つながる子育てアクションプラン」

NPO 法人子育て支援グループ amigo

「もっと マザリングベル」

認定特定非営利活動法人 ReBit

「多角的福祉サービスにより、LGBTQ の支援/啓発センターを全国に」

あたくす福祉型事業協同組合

「ダイバーシティ人材センター構想

特定非営利活動法人いわき自立生活センター

「障がい者就労事業所が行うフードバンク活動」

特定非営利活動法人どんぐりの会

「こどもを産み育てたくなる子育てサービスの構築」

6) コンサルタント養成講座

今期は実施しませんでした。重点支援のサードセクター組織に対し、コンサルタント養成講座の修了生がコンサルティングに同行することでサードセクター組織コンサルタントの養成を行いました。

7) 能登半島地震被災地支援

(1) 能登半島地震被災地支援ボランティア団体の活動支援

令和6年能登半島地震における被害は、2024年8月時点で、人的被害は死者が341人（うち災害関連死112人）、全壊家屋は全壊6,273棟、半壊18,761棟にも及んでいます。道路、水道、電気など基幹インフラの崩壊が復旧作業の大きな妨げとなっています。

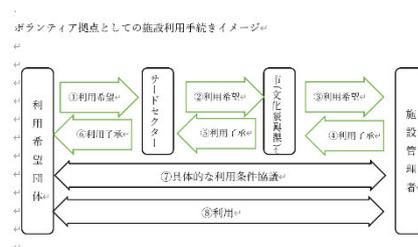
被災者支援は政府・行政の責務であり、災害対応に全力をもってあたらなければなりません。しかし、大規模災害においては、守るべき市民に大きな被害が生じるとともに、政府・行政職員自らの、大切な家族・友人にも被害が及んでいます。

令和6年能登半島地震では、自衛隊や各地の自治体が派遣した消防関係者等らが行方不明者の捜索・救助作業を進める中、多くの民間団体が被災地入りし、倒壊した建物の撤去から避難所の整備や運営補助、物資の配布、炊き出し、さらには被災者ひとり一人に寄り添い、自立と生活再建のために、幅広い支援活動を展開しています。そこで、このような多様で多彩なNPO・ボランティア等の被災者支援の継続的な活動が期待されました。

JACEVOでは、令和6年能登半島地震における被災者支援の一助として希望するNPO等への活動拠点の仲介を図りました。

- ① 旧氷見市速川公民館
- ② 旧氷見市立久目小学校
- ③ 旧氷見市立明和小学校
- ④ 八代自治会館

延べ利用者数 174人



3. サードセクターの在り方に関する調査研究と提言事業

1) サードセクター形成状況調査

ツリー型ロジック・モデルシートの事例の収集とブラッシュアップを行いました。20団体のツリー型ロジックモデルの公開の了解をいただき、今後作り方とともに事例を公開していきます。

2) 政府などへの提言活動

大田区、御殿場市、蕨市にサードセクター組織との協働について提言いたしました。

氷見市に被災地支援について、ボランティア団体の活動拠点提供について提言し、氷見市と連携し、ボランティアへの活動拠点を携供することになりました。

※サードセクターとは

企業・行政と並ぶ三番目のセクターとして存在感を示す必要があることを意図した表現です。具体的には、社団法人・財団法人（一般、公益）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、厚生保護法人、協同組合、社会的企業、特定非営利活動法人、市民活動団体、地縁組織等を含めた、社会的課題を解決する広範な組織群を示しています。

Ⅲ 組織の運営に係る事項

1. 社員総会の開催

(1) 定期総会

日 時：2023年11月26日（日）19:00～20:00

場 所：パシオンTOKYO/オンライン

出席者：6名

定足数23名（正会員46名）に対し、出席者6名、議決権行使書3名、委任状21名、合計30名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 第14期事業報告の承認に関する件

議長は法人14期（自2022年9月1日～至2023年8月31日）にお

ける事業状況を法人14期事業報告（案）により、詳細に説明報告し、その承認を求めたところ、原案通り満場一致にて承認可決しました。

第2号議案 第14期決算報告の承認に関する件

議長は法人14期（自2022年9月1日～至2023年8月31日）における決算状況を法人14期決算報告書（案）において説明報告し、下記の書類を提出し、監査委員からの監査証明を提出し、その承認を求めたところ、原案通り、満場一致で承認可決しました。

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 正味財産増減計算書内訳書
- ・ 貸借対照表
- ・ 貸借対照表内訳書
- ・ 財務諸表に関する注記
- ・ 付属明細書
- ・ 財産目録
- ・ 監査証明

（2）臨時総会

日 時：2023年12月23日（土）18:00～18:30

場 所：公益社団法人日本サードセクター経営者協会東海支部
（名古屋市北区平安1-9-22）

出席者：会員10名

定足数20名（正会員40名）に対し、出席者10名、議決権行使書3名、委任状11名、合計24名であるため、総会の成立を確認しました。

第1号議案 役員を選任について

議長は理事については、令和5年11月28日をもって任期満了により、改選の必要があることを述べました。

被選任者としては、理事として、再任するものは、後房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、今村正治、野々山理恵子の7名であることを説明しました。また、監事の山田尚武、小山章仁の任期は2021年11月26日から2025年度定時社員総会終結の時までであることが説明されました。

下記のとおり満場一致で可決しました。

理事 後 房雄（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）
選任の件について全会一致で可決しました。

理事 田島 誠一（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 藤岡喜美子（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 池本 修吾（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 小西由美枝（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 今村 正治（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

理事 野々山理恵子（任期：2023年12月23日～2025年度定時社員総会終結の時）選任の件について全会一致で可決しました。

以上の全議決を、原案通り全会一致で可決しました。

なお、選任された後 房雄、田島誠一、藤岡喜美子、池本修吾、小西由美枝、今村正治、野々山理恵子は、席上及び、書面にて就任を承諾しました。

2. 理事会の開催

（1）第1回理事会

日時：2023年11月11日（土）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22）/オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数4名、出席4名、欠席3名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

審議事項：総会議案が審議され、全会一致で可決されました。

（2）第2回理事会

日時：2023年12月14日（木）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22）/オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数4名、出席4名、欠席3名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

審議事項：役員選任の審議が行われ、全会一致で可決されました。

（3）第3回理事会

日時：2023年12月23日（土）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22）/オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数4名、出席5名、欠席2名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

審議事項：代表理事2名、執行理事1名の役員選任が行われました。

（4）第4回理事会

日時：2024年1月19日（水）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22） / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数4名、出席4名、欠席3名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

審議事項：能登半島地震被災地支援のための特定寄付に関する審議が行われました。

（5）第5回理事会

日時：2024年6月24日（月）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22） / オンライン

出席：決議に必要な出席理事の数4名、出席4名、欠席3名

報告事項：代表理事、執行理事より活動報告がなされました。

6月の休眠預金申請に関する報告がありました。

審議事項：・会員について

・休眠預金申請について

JANPIA への休眠預金申請2件に関する審議が行なわれました。

（6）第6回理事会

日時：2024年8月26日（月）19:00～20:00

場所：JACEVO 東海支部（名古屋市北区平安1-9-22） / オンライン

出席者：決議に必要な出席理事の数4名、出席5名、欠席2名

報告事項：代表理事後房雄、執行理事藤岡喜美子より JANPIA が作成した評価手引書について、現在意見交換をしていることが報告されました。

審議事項：・法人16期事業計画について、原案通り承認されました。

・法人16期収支予算書について、原案通り承認されました。

・資金調達及び設備投資の見込みについて承認されました。

3. その他

第15期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和6年11月

公益社団法人日本サードセクター経営者協会